日本語サービスセンター

24時間
365日

ご旅行中に事故やトラブルにあった場合

世界中どこの国（地域）からも下記電話番号に、国際コレクトコールにてお掛けください。（p.13, p.14参照）

(81)3-6744-9304

（日本、東京の電話番号です）

国際コレクトコールが利用できない場合は、お電話をしていただき、折り返してほしい旨を伝えお電話をお切りください。

尚、お急ぎでない場合は下記メールアドレスまで
お問い合わせください。

alarmcenter@europ-assistance.jp

帰国後の共済金ご請求先

下記のフォームにて請求またはお電話にてご連絡ください。

Travel Safety Plan 国内の連絡先

共済事故センター

PC・スマホは こちら 〉 https://www.otsc.net/invoice-form.asp

お電話は こちら 〉 0120 FreeDial **0120-221-571**

AM 9:00~PM 5:00（土日・祝日・年末年始を除く）

書類送付先 〒102-0076 東京都千代田区五番町12-7 ドミール五番町2045

2026.06



トラベルセーフティプラン
ご加入の皆様へ

この度は、トラベルセーフティプランにご加入いただきありがとうございました。このプランは、海外旅行を安心して楽しめるよう各種サービスをご用意いたしております。病院のご紹介、緊急医療機関の手配、現金不要で診療が受けられるキャッシュレス医療サービス等、また、盗難・破損のトラブルにも安心してご相談を受けられるよう体制を整えております。ご出発前にぜひご一読くださいますようお願い申し上げます。

ご不明の点がございましたらお気軽に本会事務局または取扱い代理所にお問い合わせください。

Travel Safety Plan
for overseas travelers

目　次　Travel Safety Plan

日本語サービスセンターのサービスについて　P.02

①急に具合が悪くなってしまったとき
ケガをしてしまったとき　P.04

②携行品の盗難や破損のとき　P.08

③人にケガをさせてしまったとき
商品を壊してしまったとき　P.09

④緊急医療サービス　P.10

共済金請求手続きのご相談　P.11

日本語サービスセンターへの連絡方法　P.12

コレクトコールのかけ方一例　P.14

日本語サービスセンターご利用時の注意事項　P.15

共済金請求に必要な書類チェックシート　P.16

役立つ英会話　P.18

トラベルセーフティプランの概要　P.20

トラベルセーフティプラン約款　P.27

日本語サービスセンターのサービスについて

Travel Safety Plan
Service

ご旅行中に事故やトラブルにあった場合

世界中どこの国（地域）からも下記電話番号に、国際コレクトコールにておかけください。（p.13, p14参照）

(81)3-6744-9304
（日本、東京の電話番号です）

国際コレクトコールが利用できない場合は、お電話をしていただき、折り返してほしい旨を伝えお電話をお切りください。

尚、お急ぎでない場合は下記メールアドレスまでお問い合わせください。

alarmcenter@europ-assistance.jp

電話連絡が欲しい、もしくは、トラブルの詳細を記載してお送りください。

1 急に具合が悪くなったとき ケガをしてしまったとき

- 医療機関・専門医のご紹介・ご予約
- 医療通訳の手配
- キャッシュレス医療サービスの手配



2 携行品の盗難や破損のとき

- 手続きのご案内



3 人にケガをさせてしまったとき 商品を壊してしまったとき

- 弁護士のご紹介
- 手続きのご案内



4 緊急医療サービス

- 緊急移送の手配
- 緊急帰国の手配
- ご家族救援者のサポート



加入証書をご覧のうえ、下記の内容をお知らせください。

•お客様のお名前	•病院・ホテル等の住所、電話番号
•契約番号	•お困りの内容、状況
•共済期間	•日本の住所、電話番号
•契約タイプ	

1 急に具合が悪くなったとき ケガをしてしまったとき

日本語サービスセンターへご連絡ください。お客様のご希望・様態に応じ、病院のご紹介・ご予約の手配をいたします。また、お客様に代わり日本語サービスセンターが直接病院へ医療費を支払うキャッシュレス医療サービスも行っております。

●医療機関・専門医のご紹介・ご予約

日本語サービスセンターへご連絡ください。
日本人医師や専門医のご紹介等、お客様のご希望や状況に応じ、最寄りの適切な医師・病院を24時間・年中無休体制でご紹介いたします。

例えば…



どこに病院があるのか分からない!!



夜中なので誰にも聞けない!!



病院に行きたいけれど、日本語が通じないと不安!!

ご注意ください!
海外での診療は、事前に予約を入れることが一般的です。
日本語サービスセンターへご相談ください。

●医療通訳の手配

日本語サービスセンターへご連絡ください。
診療時の通訳の手配をいたします。

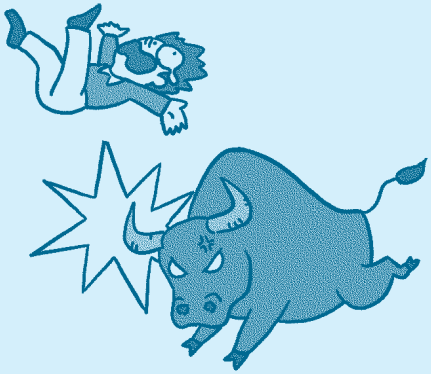

●キャッシュレス医療サービス

日本語サービスセンターへご連絡ください。
キャッシュレス提携病院のご紹介・ご予約の手配を行います。
このサービスは、お客様に代わり日本語サービスセンターが直接病院へ医療費を支払うサービスです。医療費の心配をすることなく診療を受けることができます。

1 急に具合が悪くなったとき ケガをしてしまったとき

キャッシュレス医療サービスのシステム

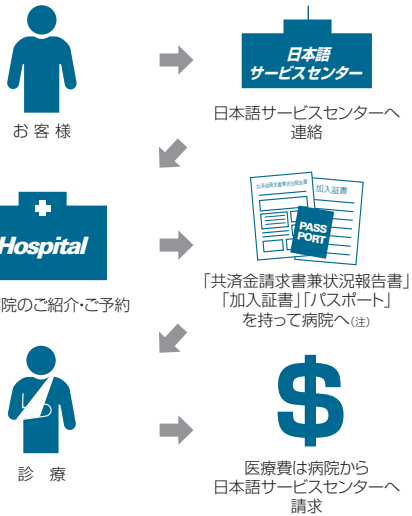

(注)本冊子綴り込みのトラベルセーフティプラン共済金請求書兼状況報告書にご記入いただき、加入証書と共に病院に提示してください。

●キャッシュレス医療サービスお取扱いのご注意

下記の場合、キャッシュレス医療サービスのお取扱いができませんのでご注意ください。その場合、いったんお客様にてお支払いのうえ、ご帰国後に共済金請求の手続きを行ってください。

- 事前に日本語サービスセンターへご連絡されなかったとき
- 加入証書をお持ちでないとき
- 医師による診療後の処方箋による薬代
- 一部の救急車代
- 各国の状況や個別の病院・医師の事情によりキャッシュレス医療サービスが受けれなかったとき
- 諸般の事情により保障の対象となるか確認できないとき

共済金額を超える部分、または、共済金のお支払いの対象とならない場合については、お客様のご負担となり、キャッシュレス医療サービスのお取扱いもできませんのでご了承ください。
また、キャッシュレス医療サービスでの診療後、保障の対象外と判明した場合は、お客様に医療費の請求をさせていただくときがあります。
なお、キャッシュレス医療サービスであったにもかかわらず病院から医療費を請求された場合は、日本語サービスセンターへご連絡ください。



2 携行品の盗難や破損のとき

日本語サービスセンターのスタッフが日本語でご相談に応じます。帰国後の請求となりますが必要書類等をご案内いたします。





盗難の被害においては状況を詳しくメモし警察に盗難届けを行い盗難証明書を取得してください。

※現金等は保障の対象外です。
詳しくは後述「トラベルセーフティプラン約款」をご覧ください。

3 人にケガをさせてしまったとき 商品を壊してしまったとき

事故が発生してしまったときは日本語サービスセンターへご連絡・ご相談ください。

例えば…



商品を壊してしまった



お風呂の蛇口の止め忘れで水浸



人にケガをさせてしまった

海外での賠償事故は日本と大きく異なります。安易に自分の意見を述べず、日本語サービスセンターからの指示に従ってください。必要な場合には弁護士を紹介いたします。
事故状況（被害物等）の写真を撮る、日時や場所、相手の名前・連絡先等を控えておくことをおすすめいたします。

4 緊急医療サービス

海外旅行中、緊急治療を要する場合にできる限り適切な治療が受けられるよう、可能な限り対処いたします。

●緊急移送の手配

他の病院に入院、または転院が必要となった場合、救急車・定期航空便・医療設備付小型飛行機・鉄道（寝台車を含みます）をお客様の様態に応じて手配をいたします。

●緊急帰国の手配

日本への帰国の手配をいたします。

●ご家族救援者のサポート

お客様の親族が救援者として現地に赴く場合、往復切符の手配・ホテルのご予約を行います。

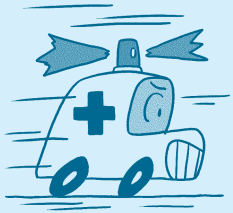

共済金請求手続きのご相談

共済金請求の場合は、帰国後直ちに共済事故センターに事故の通知をされ、請求手続きについてお問い合わせください。
共済金請求に必要な書類をご確認のうえ、ご提出ください。

※必要書類については書類チェックシートもご参照ください。（P.16）

Travel Safety Plan 国内の連絡先

共済事故センター

PC・スマホはこちら 〉 https://www.otsc.net/invoice-form.asp

お電話はこちら 〉 0120 FreeDial 0120-221-571

AM 9:00～PM 5:00（土日・祝日・年末年始を除く）



日本語サービスセンターへの連絡方法

Travel Safety Plan
Service

ご旅行中に事故やトラブルにあった場合

世界中どこの国（地域）からも下記電話番号に、国際コレクトコールにておかけください。（p.13, p14参照）

(81)3-6744-9304
（日本、東京の電話番号です）

国際コレクトコールが利用できない場合は、お電話をしていただき、折り返してほしい旨を伝えお電話をお切りください。

尚、お急ぎでない場合は下記
メールアドレスまでお問い合わせください。
alarmcenter@europ-assistance.jp

電話連絡が欲しい、もしくは、トラブルの詳細を記載してお送りください。

●国際コレクトコールのかけ方

ホテル等からかける場合は、フロントにてその国の電話局（オペレーター）につないでもらいます。公衆電話等からかける場合は、それぞれの電話機の説明を確認し電話局（オペレーター）を通してコレクトコールを申し出てください。国や地域によっては、公衆電話からコレクトコールが利用できないことがあります。その場合は、一般電話をご利用ください。

※一般電話の電話料金はお客様負担となります。あらかじめご了承ください。

電話局のオペレーターとの会話は、原則として現地語または英語になります。

※「コレクトコールのかけ方一例」をご参照ください。（P.14）



STEP1
現地交換手を呼び出します

STEP2　都市名・電話番号を伝えます
•国外からの場合
→国番号から順番に伝えてください
•国内からの場合
→国番号は不要です
市外番号から順番に伝えてください

STEP3
日本語サービスセンターのオペレーターが電話にでます

コレクトコールのかけ方一例

●ホテルから国際コレクトコールをかける場合

1. ホテルから国際電話局につないでもらう

オペレーター: Operator, May I help you?
オペレーターです。ご用件をどうぞ。

お客様: I'd like to make a collect call to Japan.
日本に国際電話をお願いします。

オペレーター: All right. Hold on please.
分かりました。そのままお待ちください。

2. 国際電話局につながったら・・

オペレーター: Overseas Operator. May I help you?
国際電話局です。ご用件をどうぞ。

お客様: I'd like to make a collect call to Japan.
日本にコレクトコールをかけたいのですが。

The number is Japan 81-3-6744-9304.
番号は日本81-3-6744-9304です。

オペレーター: May I have your name and phone number?
あなたの名前と電話番号をどうぞ。

お客様: My name is Sato. I'm calling from Sea Side Hotel.
私の名前は佐藤です。シーサイドホテルからかけています。

The number is 333-3333. and Room number is 555.
番号は333-3333で、部屋は555号室です。

オペレーター: Thank you. Hold on please. (Hung up please.)
電話を切らずにお待ちください。(電話を切ってお待ちください。)

日本語サービスセンター ご利用時の注意事項

●各種サービスを提供できない主な場合および注意点

- 現地の受付時間外およびサービス適用外地域に該当するとき。なお、サービス適用地域でも直ちにサービスを提供できないときもございます。
- 安全性が確認できないとき。
- 専門医の所見に基づき、お客様の生命および身体の安全が損なわれると判断したとき。なお、安全が確認できた後に、サービス提供となります。
- 費用が少額のとき。なおその際は、お客様に立替払いをしていただくときがございます。
- お客様のご要望により日本語サービスセンターをご利用いただいた後に、共済金をお支払いできないと判明したとき。なおその際の費用は、全てお客様のご負担となります。
- ご契約いただいている保障額を超過したとき。なお、超過した費用は全てお客様のご負担となります。
- 約款記載の「共済金を支払わない場合」に該当するとき。
  虫歯等の歯科疾病、持病、ご出発前から発病していた病気、ケンカによるケガ、妊娠、出産、早産、流産、およびこれらが原因の病気等。

詳しくは後述、「トラベルセーフティプラン約款」をご覧ください。



共済金請求に必要な書類チェックシート

共済金請求に必要な書類 ＼ 保障種目	治療費用		賠償責任		携行品損害		救援者費用	後遺障害	死亡		航空機遅延費用	航空機寄託手荷物費用
	傷害	疾病	対人	対物					傷害	疾病		
共済金請求書兼状況報告書(別紙)	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
共済加入証書	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
公的機関が発行する事故証明書(やむをえないときは第三者のもの)(注1)	○		○	○	○		○	○	○		○(注5)	○(注5)
医師の診断書(別紙)	○	○(注2)					○	○(注3)	○	○(注4)		
治療の明細書および領収書	○	○	○									
示談書			○	○								
第三者の損害を証明する書類(注1)			○	○	○							
損傷物の修理見積書				○	○							
損害証明書および写真			○	○	○							
購入時の価格・購入先を示す書類				○	○		○					
特定費用の明細書および領収書							○				○	○
遭難発生および捜索活動証明書類							○					
海外旅行行程中の死亡証明書							○					
入院日数を記載した病院等の証明							○					
死亡診断書または死体検案書									○	○		
被共済者の戸籍謄本									○	○		
共済金受取人の印鑑登録証明書・戸籍謄本									○	○		
航空券等の利用日時が確認できる書類											○	○
パスポートの写し(出入国記録を含むページ)	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○

※上記以外にも共済金お支払いのために必要な書類を提出していただく場合があります。

注1
●第三者とはツアーコンダクター・航空会社をいいます。

注2
●海外旅行行程中に病気にかかり、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したことを併せて証明してあるもの。

注3
●日本の医師の発行したもの(後遺障害診断書)。

注4
●海外旅行行程終了後30日以内に死亡した場合は、旅行行程中および終了後に医師の治療を受けていたことを証明するもの。

注5
●別紙、航空便手荷物事故証明(兼)費用明細書をご使用ください。万一、航空会社より証明印が取れなかった場合には、事故内容を記入しうるツアーコンダクター等の第三者の証明を必要とします。



からだの部位に関する英単語

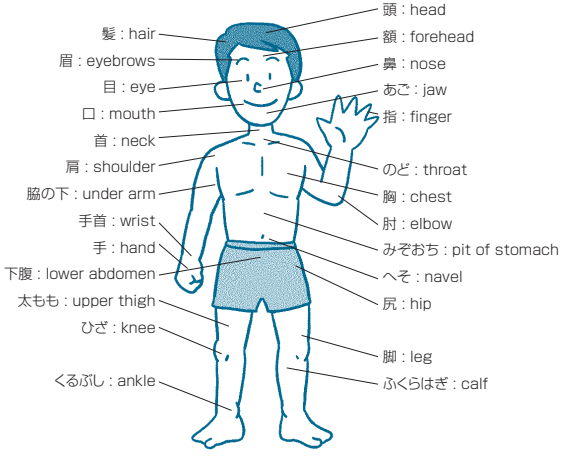

ケガ・病気に関する用語

- 痛　み　：pain
- だるい　：tiredness
- 発　熱　：fever
- 寒　気　：chill
- めまい　：dizziness
- はきけ　：nausea
- せ　き　：cough
- 頭　痛　：headache
- 腹　痛　：abdominal pain
- か　ぜ　：cold
- ぜん息　：asthma
- ケ　ガ　：injury
- 腰　痛　：lumbago
- 打　撲　：blow
- 骨　折　：fracture
- ねんざ　：sprain
- 脱　臼　：dislocation
- 切り傷　：cut
- かゆみ　：itch
- やけど　：burn
- 出　血　：bleeding
- 薬　　：medicine

ケガ・病気に関する簡単な英会話

- 救急車を呼んでください　：Please call an ambulance.
- 病院へ連れて行ってください　：Please take me to the hospital.
- 先生を呼んでください　：Please call a doctor.
- 日本語の話せる医師はいますか　：I want to see a Japanese speaking doctor.
- 気分が悪い　：I feel sick.
- 吐きけがする　：I feel like vomiting.
- 熱がある　：I have a fever.
- 下痢をしました　：I have loose bowels.
- 胃が痛い　：I have a stomachache.
- のどが痛い　：I have a pain in my throat.
- 頭が痛い　：I have a headache.
- せきがでる　：I have a cough.
- ～を強打しました　：I hit my ～
- 私は薬にアレルギーがあります　：I am allergic to medicine.
- すこし(大変)良くなりました　：I feel a little better(very well)now.
- 治るまで何日位かかりますか?　：How long will it take to recover?
- 食べてはいけないものはありますか?　：What food should I avoid?
- もう大丈夫です　：I feel all right now.

担保項目			共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合
傷害		死亡共済金	海外旅行中の事故によるケガのため事故の日から180日以内に死亡されたとき。	傷害死亡・後遺障害共済金の全額を死亡共済金受取人にお支払いします。ただし、既に支払われた後遺障害共済金を除きます。	○共済契約者、被共済者や共済金受取人の故意。 ○ケンカ、自殺行為、犯罪行為。 ○無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転。 ○脳疾患、疾病、心神喪失。 ○妊娠、出産、早産、流産。 ○戦争・革命等。 ○放射線照射、放射能汚染。 ○他覚症状のないむちうち症、腰痛。
		後遺障害共済金	海外旅行中の事故によるケガのため事故の日から180日以内に身体の一部を失ったり、またはその機能に重大な障害が残ったとき。	後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害共済金額の3%～100%をお支払いします。	
		治療費用共済金	海外旅行中の事故によるケガのため医師の治療を受けられたとき。	1回の事故・病気につき次の費用のうち実際に支出した金額を傷害・疾病治療費用共済金限度額の範囲内で、事故の日（医師の治療を開始した日）から180日間を限度としてお支払いします。 ①医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用。 ②治療のために必要となった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費（傷害治療費用のみ）。 ④入院のために必要となった次の費用（ただし、1回の事故につき20万円が限度）。 a.通信費　b.身の回り品購入費（5万円限度） ⑤治療による入院により必要となった旅行行程復帰費用および帰国費用。 ⑥共済金請求のために必要な医師の診断書。 （注）健康保険、労災保険等から支払いがなされ被共済者が直接支払うことが必要とされない部分は対象とはなりません。	
疾病		治療費用共済金	①海外旅行中または旅行終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始されたとき。ただし、旅行終了後に発病された場合は旅行中に原因が発生したものに限ります。 ②海外旅行中に感染した特定の伝染病（重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱）のために旅行終了後30日以内に医師の治療を開始されたとき。		○共済契約者、被共済者や共済金受取人の故意。 ○ケンカ、自殺行為、犯罪行為。 ○戦争・革命等。 ○放射線照射、放射能汚染等。 ○他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ○妊娠、出産、早産、流産、およびこれらが原因の病気。 ○歯科疾病。 ○エイズ。
		死亡共済金	①海外旅行中、病気により死亡されたとき。 ②海外旅行中に発病した病気または旅行中にその原因が発生し旅行終了後72時間以内に発病した病気がもとで旅行終了後30日以内に死亡されたとき。ただし、旅行終了後72時間以内に医師の治療を開始および継続して受けている場合に限ります。 ③海外旅行中に感染した特定の伝染病（疾病治療費用と同じ）のために旅行終了後30日以内に死亡されたとき。	疾病死亡共済金額の全額を死亡共済金受取人にお支払いします。	

トラベルセーフティプランの概要

Travel Safety Plan

担保項目		共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合
賠償責任		海外旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のもの（レンタル業者より借用した旅行用品を含みます）を壊したりして損害をあたえ法律上の損害賠償責任を負ったとき。	1回の事故につき賠償責任共済金額を限度として損害賠償金等をお支払いします。	①次のような原因により生じた損害。 ○共済契約者、被共済者の故意。○戦争･革命等。 ○放射線照射、放射能汚染等。 ②次のような損害賠償責任を負ったことにより被った損害。 ○職務遂行に関する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）。 ○親族に対する損害賠償責任。 ○航空機、船舶、車両、銃器の所有･使用･管理に起因する損害賠償責任。 ○受託品に関して生じた損害賠償責任。ただし、次のものを除きます。 ・ホテルの客室および客室内の動産（セーフティボックスのキーならびにルームキーを含みます）。 ・住居等居住施設内の部屋および部屋内の動産（ただし、建物、マンションの個室全体を賃借している場合を除きます）。 ・レンタル業者より共済契約者または被共済者が直接借り入れた旅行用品または生活用品。
救援者費用（疾病や遭難時の出費）		海外旅行中に、 ①傷害により事故の日から180日以内に死亡されたとき。 ②病気により死亡されたとき。 ③旅行行程中に発病した病気により、旅行終了後30日以内に死亡されたとき。 ④旅行行程中に傷害または病気により3日以上継続入院されたとき。 ⑤被共済者が搭乗している航空機、船舶等が遭難したとき。 ⑥傷害により被共済者の生死が確認できないとき（ただし、被共済者の無事の確認ができた後に発生した費用は対象となりません）または事故により緊急な捜索･救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認されたとき。	共済契約者、被共済者または被共済者の親族の方が支出した次の費用を保障期間を通じ救援者費用等共済金額の範囲内でお支払いします。 ①捜索救助費用。 ②現地までの航空運賃等交通費。 ③現地および現地までの行程におけるホテル等宿泊施設の客室料（1名につき14日分が限度）。 ④渡航手続および現地での諸雑費（ただし、20万円が限度であり、入院治療に伴う諸雑費として傷害治療費用共済金、疾病治療費用共済金が支払われるべき費用については除きます）。 ⑤現地からの移送費用。 ⑥遺体の処理費用（ただし、100万円が限度）。 上記②から④の費用については被災者1名につき以下が限度となります。	○共済契約者、被共済者や共済金受取人の故意。 ○ケンカ、犯罪行為。 ○戦争･革命等。 ○放射線照射、放射能汚染。 ○他覚症状のないむちうち症、腰痛。
携行品		海外旅行中に、被共済者が所有し携行する身の回り品（カメラ、宝石、衣類等）が盗難、破損、火災などの偶然な事故により損害をうけたとき。 （注）現金、預貯金証書、小切手、有価証券、クレジットカード、定期券、コンタクトレンズ等は対象外となります。	携行品1個または1対について、10万円を限度として時価額または修繕費をお支払いします。ただし、共済の目的が乗車船券、航空券のときは5万円を限度とします。また、携行品損害共済金額をもって保障期間中の支払いの限度とします。 （注1）運転免許証または、旅券の盗難等による損害については5万円を限度としてその再発給費用をお支払いします。 （注2）強盗･盗難及び航空会社等の寄託手荷物不備の事故等（例:ロストバゲージ）については共済金支払限度額が30万円までとなります。	○共済契約者、被共済者や共済金受取人の故意。 ○無免許･酒酔･麻薬等使用中の運転。 ○戦争･革命等。 ○放射線照射、放射能汚染。 ○携行品のかしまたは自然の消耗。 ○携行品の置き忘れまたは紛失。 ○危険な運動およびサーフィン、ウインドサーフィン、スキューバダイビング等の用具。

	②の交通費、③の客室料	④の諸雑費等
3日から6日までの入院の場合	救援者1名分	5万円
7日以上の入院の場合	救援者3名分	20万円

トラベルセーフティプランの概要

Travel Safety Plan

担保項目	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合
治療・救援者費用共済金	傷害治療費用、疾病治療費用、または救援者費用のいずれかが支払われる場合、これらの共済金の支払いにかえて、支払われるべき金額の合計額をお支払いします。お支払いする共済金は、1回のケガ、病気、事故につき治療・救援費用共済金額を限度とします。		それぞれ傷害治療費用、疾病治療費用、救援者費用に同じ。
航空機寄託手荷物遅延費用共済金（エクストラプランのみ）	旅行行程中に携行する身の回り品で航空機（定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります）の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機が旅行先目的地に到着後6時間を経ってもその旅行先目的地に運搬されなかったとき。	航空機到着後96時間以内に負担した旅行先にて必要不可欠な以下の購入費をお払いします。ただし、1回の寄託手荷物遅延につき、10万円を限度としてお支払します。 ①衣類購入費（寄託手荷物に下着、寝間着等必要不可欠な衣類が含まれていた場合で、これらを購入したときの費用）。 ②生活必需品購入費（寄託手荷物に洗面用具、かみそり、くし等の生活必需品が含まれていた場合で、これらを購入したときの費用）。 ただし、寄託手荷物が被共済者のもとに到着した時以降にこれらを購入した費用は除きます。	○共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意。 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波。 ○戦争、革命等。 ○放射能照射、放射能汚染。
航空機遅延費用共済金（エクストラプランのみ）	〈出発遅延費用等〉 搭乗予定の航空機について ①6時間以上の出発遅延。 ②欠航・運休。 ③航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不手際による搭乗不能が生じ、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき。 〈乗継遅延費用〉 航空機を乗り継ぐ場合で、搭乗していた到着機の遅延により乗継の予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できないとき。	〈出発遅延費用等〉 出発地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担したホテル等客室料、食事代、ホテル等への移動交通費をお支払いします。ただし、1回の搭乗不能につき、2万円を支払いの限度とします。 〈乗継遅延費用〉 乗継地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担したホテル等客室料、食事代、ホテル等への移動交通費をお支払いします。ただし、1回の到着機の遅延につき、2万円を支払いの限度とします。	○共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意。 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波。 ○戦争、革命等。 ○放射能照射、放射能汚染。

■注意事項

1. 「海外旅行中」とは、保障期間中（共済期間中）で、かつ被共済者（共済の対象となる方）が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

2. 保障期間は、日本時間を基準とします。
   ●保障期間の初日を1日目と数えます。また、保障は初日から、満期日または旅行終了日いずれか早い時まで有効です。
   （例）「9月1日から10日間」という場合は、「9月10日」が満期日となります。

3. 共済金受取人の指定
   共済加入申込時に被共済者が死亡共済金受取人を指定された場合は、死亡共済金は申込書記載の指定された共済金受取人にお支払いします。指定のない場合は被共済者の法定相続人にお支払いします。

4. お客様のご要望により日本語サービスセンターをご利用いただいた後に、共済金をお支払いできないと判明した場合、費用は全てお客様のご負担となります。また、ご契約いただいている保障額を超過した場合、超過した費用は全てお客様のご負担となります。

詳しくはトラベルセーフティプラン約款をご覧ください。

※加入されるプランによって保障されない担保項目がございますので、ご加入のプランの保障内容をよくご確認ください。

MEMO

海外渡航者安全事業共済会
トラベルセーフティプラン約款

※ご加入のプランによっては、保障されない条項がございますので、ご加入のプランの保障内容をご確認の上、ご参照ください。

目　次

第１章　総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
第２章　基本条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
第３章　共済金の受取人・事故の通知・共済金請求およびその他・・ 37
第４章　傷害死亡保障条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
第５章　傷害後遺障害保障条項・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
第６章　傷害治療費用保障条項・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
第７章　疾病治療費用保障条項・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
第８章　疾病死亡保障条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
第９章　賠償責任保障条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
第10章　携行品損害保障条項・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
第11章　救援者費用保障条項・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
第12章　治療・救援者費用保障条項・・・・・・・・・・・・・・ 54
第13章　航空機寄託手荷物遅延費用保障条項・・・・・・・・・・ 55
第14章　航空機遅延費用保障条項・・・・・・・・・・・・・・・ 56

［OTS 01-010］
［施行日：平成13年9月1日］
［改定日：平成23年9月1日］

海外渡航者安全事業共済会
トラベルセーフティプラン約款

第１章　総 則

（目 的）

第１条　本約款は、海外渡航者安全事業共済会（以下「本会」といいます。）が、本会共済事業規約（以下「規約」といいます。）に基づき行う「トラベルセーフティプラン」（以下「本共済」といいます。）の各加入コースに関して、本会と共済契約者との間で締結された共済契約（以下「共済契約」といいます。）の契約内容を定めることを目的とします。

（共済契約者）

第２条　共済契約の共済契約者は、規約第４条（共済契約者および被共済者の範囲）第１項記載の方のうち、本会と共済契約を締結し、同契約上の所定の権利および義務を有し、同権利および同義務を行使または履行できる方でかつ、本会が定める「加入申込書」（以下「申込書」といいます。）の契約者欄に記載の方とします。

（被共済者の範囲）

第３条　共済契約の被共済者は、規約第４条（共済契約者および被共済者の範囲）第２項記載の方で、申込書またはその他本会所定の書類により本会に通知された方のうち、加入申込日において、次の各号に掲げる事由の全てに該当し、かつ、本会が共済契約の被共済者として加入を承諾した方（以下「被共済者」といいます。）とします。

(1)　共済契約の被共済者となることに同意している方。

(2)　日本国内に居住している方で、かつ、日本を出国していない方。

(3)　申込書記載の旅行期間と同一期間の旅行行程で、かつ、海外旅行の目的をもって一時的に日本を出国する方。ただし、以下のいずれかに該当する方については、加入できません。

①別表１に掲げる危険な職務を行うことを目的として渡航される方。

②別表２に掲げる危険な運動を行うことを目的として渡航される方（これらのインストラクターも含みます。）。

③航空機（ヘリコプターを含みます。）の免許取得を目的とする方。

④3ヵ月を超える長期渡航または帰国予定日が決まっていない方。

(4)　以下のいずれにも該当しない方。

①病気やケガのため、医師（被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師をいいます。以下同様とします。）による治療を受けている方。

②身体に障害のある方。

(5) 以下に該当しない方。
別表３に掲げる慢性疾患またはこれに類する疾患について、医師により治療を受けている方、患っている方もしくはその状態にある方または医師によりその疾患であると診断された方もしくはその疾患の治療の必要があると診断された方。
(6) 本会の定める本共済の「加入資格審査基準」と合致している方。

２．前項第(4)号または第(5)号に該当する方であっても、本会が審査のうえ加入を認める場合があります。ただし、告知書に記載された傷病等またはこれと相当因果関係のある傷病を原因として生じた共済金の支払事由については、本会は、共済金を支払いません。

（保障の種類）

第４条　共済契約における保障種類および保障条項は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 傷害死亡保障条項	（第４章）
(2) 傷害後遺障害保障条項	（第５章）
(3) 傷害治療費用保障条項	（第６章）
(4) 疾病治療費用保障条項	（第７章）
(5) 疾病死亡保障条項	（第８章）
(6) 賠償責任保障条項	（第９章）
(7) 携行品損害保障条項	（第10章）
(8) 救援者費用保障条項	（第11章）
(9) 治療・救援者費用保障条項	（第12章）
(10) 航空機寄託手荷物遅延費用保障条項	（第13章）
(11) 航空機遅延費用保障条項	（第14章）

（共済期間および責任期間）

第５条　共済契約の共済期間は、第13条（共済掛金の払込方法）の定めにより共済掛金が本会に払込まれたことを条件として、共済加入証書に記載された共済期間の開始日（以下「共済期間開始日」といいます。）の午前零時に始まり、終了日の24時（以下「共済期間終了日」といいます。）までとします。ただし、本会の支払責任は、被共済者が申込書記載の海外旅行の目的をもって被共済者の住居を出発したとき（その旅行以外の目的をもって行動している間および共済期間開始時前は含まれません。以下「責任期間開始」といいます。）から被共済者の住居に帰着するとき（その旅行以外の目的をもって行動開始したときは、その行動開始する前までをいいます。以下「責任期間終了」といいます。）までの旅行行程中（以下「責任期間中」といいます。）に限ります。

２．前項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

３．第１項の規定にかかわらず、被共済者の旅行の最終目的地への到着が共済期間終了日の24時までに予定されているにもかかわらず次の各号に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、共済期間終了日および責任期間

終了時は本会が妥当と認める時間で、かつ、72時間を限度として延長されるものとします。
(1) 被共済者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機、船舶、車両等の交通機関（以下この条において「交通機関」といいます。）のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休。
(2) 交通機関の搭乗予約受付業務に欠陥があったことによる搭乗不能。
(3) 被共済者が医師の治療を受けたとき。

４．前項の場合の他、被共済者の旅行の最終目的地への到着が共済期間終了日の24時までに予定されているにもかかわらず次の各号に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から被共済者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要した時間で、かつ、本会が妥当と認める時間を限度として、共済期間終了日および責任期間終了時は延長されるものとします。
(1) 被共済者が乗客として搭乗している交通機関または被共済者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束。
(2) 被共済者に対する公権力による拘束。
(3) 被共済者が誘拐されたとき。

５．第１項、第３項および前項の規定にかかわらず、本会は、次の各号に掲げる事故または疾病に対しては、共済金を支払いません。
(1) 共済掛金領収前に発生した事故または発病した疾病。
(2) 責任期間開始前または責任期間終了後に発生した事故。
(3) 責任期間開始前または責任期間終了後72時間を経過した後に発病した疾病。

６．前各項の規定により共済契約が発効し、かつ、本会が共済契約の加入を承諾した場合は、本会の定める共済加入証書を共済契約者あてに発行して、共済契約の加入承諾の通知に代えるものとします。

（共済契約の取消し）

第６条　共済契約者は、加入申込日から申込書に記載された旅行行程の出発時までの間（以下「取消申請猶予期間」といいます。）であれば、既に申込みをした共済契約を取消すことができます（出発日または旅行期間を変更する場合においてもこの規定を適用します。）。

２．前項により共済契約者が共済契約の取消しを請求する場合には、本会の要求する書類によって、取消申請猶予期間内にその共済契約の取消しを請求する旨を通知し、本会の承諾を得なければなりません。

３．前２項によって共済契約を取消した場合は、その共済契約は成立しなかったものとし、本会は、本会に払込まれた共済掛金の全額を共済契約者に返戻します。

４．共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって本会が共済契約を締結した場合には、本会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、その共済契約を取消すことができます。

5．前項の規定により共済契約が取消された場合には、既に本会に払込まれた共済掛金については、本会は、返戻しません。

第２章　基本条項

第１節　契約者または被共済者の義務

（告知義務）

第７条　共済契約の加入申込みの際、共済契約者、被共済者またはこれらの者の代理人が、申込書の記載事項および告知事項（旅行の内容、健康状態や他の保険の加入状況等に関する質問を含みます。以下同様とします。）で質問した事項について、本会に知っている事実を告げなかったときまたは事実と異なることを告げたときは、本会は、共済契約者に対する書面をもって、その共済契約の全部または一部を将来に向かって解除することができます。

２．前項の規定は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には適用しません。

⑴　前項に規定する事実がなくなったとき。

⑵　本会が共済契約締結の際、前項に規定する事実を知っていたときまたは過失によってこれを知らなかったとき。本会のために共済契約の締結の代理または媒介を行う者が、共済契約者または被共済者が事実を告げることを妨げたときまたは事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めたときを含みます。

⑶　共済契約者または被共済者が、本会が共済金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を本会に申し出て、本会がこれを承諾したとき。

⑷　本会が、前項の規定による解除の原因があることを知った日から１ヵ月後の応当日を経過したとき、または共済契約の発効日（被共済者の発効日または変更日をいいます。）から５年後の応当日を経過したとき。

３．第１項の場合、本会は、共済金の支払事由が生じた後でも共済契約を解除することができるものとします。この場合、本会は、共済金の支払いを行いません。また、既に共済金を支払っていたときは、本会は、その全額を返還請求することができるものとします。

４．前項の規定は、正しく告知されなかった事項と共済金の支払事由に因果関係がない場合には適用しません。

５．第１項の規定により本会が共済契約を解除する場合には、共済契約者に対する書面をもって通知を行います。

６．第１項の規定により共済契約が解除された場合には、既に本会に払込まれた共済掛金については、本会は、返戻しません。

（共済契約内容の訂正）

第８条　共済契約者または被共済者は、申込書その他本会が特に要求した書類の記載事項について、もしくは本会が承諾した事項について、誤記または記入漏れがあることを知ったときは、遅滞なくこれらの訂正すべき内容を本会所定の書面をもって本会にその旨を告げ、本会の承諾を得なければなりません。

２．本会が前項の訂正の申し出を受けた場合において、共済契約締結の当時、共済契約者が訂正すべき事実を本会に告げても本会が共済契約を締結していたと認めた場合に限り、本会は、これを承諾するものとし、その他の場合には、承諾しません。また、本会は、その訂正内容を承諾するまでに生じた共済金の支払事由については、共済金を支払いません。

３．前２項の規定により共済契約者が本会に届け出た訂正内容を本会が承認しない場合には、共済契約は無効とします。

４．前項の規定により無効とした共済契約について本会が返戻すべき共済掛金は、第14条（共済掛金の返戻）の規定によるものとします。

（通知義務）

第９条　共済契約の加入申込後に申込書の記載事項、第７条（告知義務）に定める告知事項もしくは本会が承諾した事項に変更が生じたときは、共済契約者、被共済者またはこれらの者の代理人は、遅滞なくその旨を本会に書面にて通知し、その承認を受けなければなりません。

２．前項の手続きを怠った場合、事実と異なることを告げた場合または本会に告げるべき事を告げなかったときは、本会は、共済契約を解除することができます。

３．前項に該当する場合、本会は、第７条（告知義務）第２項から第６項の規定を適用することができるものとします。

４．第１項の規定により共済契約者が住所の変更を本会に通知しなかったときは、本会の知った最後の住所あてに発した通知は、共済契約者に到達したものとみなします。

（事故発生時の協力義務）

第10条　共済契約者、被共済者または共済金受取人は、共済金の支払事由が生じたときは、その事由の調査または調査に必要な書類の提出および報告につき、本会に協力しなければなりません。

（他の身体障害または傷病の影響）

第11条　共済金の支払事由が生じたときに、既に存在していた身体障害もしくは傷病の影響により、または共済金を支払うべき傷病を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷病の影響により、その共済金を支払うべき傷病の程度が重大となった場合は、本会は、その影響がなかった場合に相当する金額を認定して共済金を支払います。

２．共済金の支払事由が生じたときに本会の認める正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療をさせなかったために傷病の程度が重大となった場合は、本会は、前項と同様の方法で共済金を支払います。

第２節　契約条項

（重複・超過加入の禁止）

第12条　同一の被共済者は、本会が特に定める場合を除き、共済期間を重複して本会が規約に基づき行う他の異なるプランに加入すること（以下、「重複加入」といいます。）、また同一のコースについて1口を越えて加入すること（以下、「超過加入」といいます。）はできません。

２．前項の規定に反し重複加入または超過加入があった場合には、重複加入契約または超過加入契約のうち、共済契約者が有効とする旨の意思表示をした1つの共済契約のみを有効とし、他の共済契約については全て無効とするものとします。

３．前２項の規定にかかわらず、共済金を支払った後に重複加入または超過加入の事実が判明したときには、本会が指定する共済契約のみを有効とし、共済契約者が表示した意思の内容にかかわらず、他の重複加入または超過加入した共済契約については全てこれを無効として、無効とされた共済契約に対し、既に支払われている共済金については、本会は、その全額を返還請求できるものとします。

４．前３項の規定により無効とした共済契約について本会が返戻すべき共済掛金は、第14条（共済掛金の返戻）の規定によるものとします。

（共済掛金の払込方法）

第13条　共済契約の共済掛金の支払いは、一括払いとし、共済契約者は、本会が特に指定した場合を除き、本会が指定する代理所に払込むものとします。

２．前項に定める共済掛金が申込書に記載された旅行行程の出発時前に払込まれない場合には、その申込みは無効とします。

（共済掛金の返戻）

第14条　共済契約が次の各号に掲げる事由に該当する場合には、本会は、第２項から第６項の規定に従い、既に本会に払込まれた共済掛金の全部または一部を共済契約者に返戻します。

(1)　第８条（共済契約内容の訂正）の規定により共済契約が無効となったとき。
(2)　第12条（重複・超過加入の禁止）の規定により共済契約が無効となったとき。
(3)　第15条（共済契約の無効）の規定により共済契約が無効となったとき。
(4)　第16条（共済契約の失効）の規定により共済契約が失効となったとき。
(5)　第17条（共済契約の解約）の規定により共済契約が解約されたとき。

２．前項第(1)号から第(3)号の規定により共済契約が無効となった場合、本会が返戻すべき返戻金額は、その無効となった共済契約に対する既に本会に払込まれた共済掛金の全額とします。

３．第１項第(4)号の規定により共済契約が失効となった場合、本会が返戻すべき返戻金額は、その失効となった共済契約の失効日以後の未経過期間に応じて計算した共済掛金を返戻します。

４．第１項第(5)号の規定により共済契約が解約された場合、本会が返戻すべき返戻金額は、その解約された共済契約の解約日以後の未経過期間に応じて計算した共済掛金を返戻します。

５．前４項の規定にかかわらず、共済契約者、被共済者、共済金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人に故意または重大な過失があったときは、本会は、既に払込まれた共済掛金は返戻しません。

６．第３項または第４項に該当する場合においても、その共済契約につき既経過期間中に本会が共済金を支払うべき事由が生じていたときは、既に払込まれた共済掛金は返戻しません。

第３節　共済契約の無効・失効・解約および解除

（共済契約の無効）

第15条　次の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合、共済契約は無効となります。

(1)　共済契約者または被共済者が共済期間開始日の前日までにおいて死亡していたとき。
(2)　共済期間開始日において、共済契約者が第２条（共済契約者）に、被共済者が第３条（被共済者の範囲）の規定に合致していなかったとき。
(3)　加入申込みの際、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が既に事故またはその原因が発生していたことを知っていたとき。

２．前項各号に定める事由によって共済契約が無効となった場合には、本会は、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、その全額について返還請求できるものとします。

３．第１項の規定により無効とした共済契約について本会が返戻すべき共済掛金は、前条の規定によるものとします。

（共済契約の失効）

第16条　次の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合、共済契約は、その時をもって失効します。

(1)　共済契約者または被共済者が共済期間開始日以後に死亡したとき。
(2)　第34条（傷害後遺障害共済金の支払事由）の定めにより本会が支払うべき傷害後遺障害共済金の額が共済加入証書記載の傷害死亡･後遺障害共済金額に達したとき。
(3)　共済期間中に被共済者が別表１に掲げる危険な職務に就いたとき。

２．前項各号に定める事由によって共済契約が失効となった場合には、失効した時の後に生じた支払事由については、本会は、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、その全額について返還請求できるものとします。

３．第１項の規定により失効となった共済契約について本会が返戻すべき共済掛金は、第14条（共済掛金の返戻）の規定によるものとします。

（共済契約の解約）

第17条　共済契約者は、本会に対する本会所定の書類にて共済契約の解約の意思表示をすることにより、共済契約を将来に向かって解約することができます。

2．前項の場合、本会所定の書類が本会に受付られた日の翌日またはその書類が本会に受付られた日の翌日以降の共済契約者が指定する日を解約日とし、共済契約の保障の効力は、解約日の零時より失うものとします。

3．前２項の規定により解約された共済契約について本会が返戻すべき共済掛金は、第14条（共済掛金の返戻）の規定によるものとします。

4．共済契約者以外の者が被共済者とされる場合において、次の各号に掲げる場合は、その被共済者は、共済契約者に対して共済契約の解約を請求することができます。

(1)　共済契約者または共済金受取人が、本会にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させる等の共済金支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき。

(2)　共済契約者または共済金受取人が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたとき。

(3)　前号までに掲げるもののほか、被共済者の共済契約者または共済金受取人に対する信頼を損ない、その共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。

（共済契約の解除）

第18条　次の各号に掲げる事由によるときは、共済期間の中途においても本会が指定する日をもって共済契約の全部または一部を将来に向かって解除します。

(1)　共済契約者、被共済者または共済金受取人が共済金を詐取する目的もしくは他人に共済金を詐取させる目的で事故を生じさせたこと（未遂を含みます。）が判明したとき。

(2)　共済金の請求行為に関し、共済契約者、被共済者または共済金受取人に詐取の行為（未遂を含みます。）があったことが判明したとき。

(3)　共済金の支払事由が生じた後に、共済契約者、被共済者、共済金受取人またはこれらの者の代理人が本会の認める正当な理由がなく当該事由の調査または調査に必要な書類の提出を拒んだり、妨げたりまたは知っている事実を告げなかったり、事実でないことを告げたりもしくは改ざんしたとき。

2．共済金の支払事由またはその事由の原因が生じた後でも、前項の規定によって共済契約を解除することができるものとします。この場合には、本会は、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていた場合には、本会は、その全額について返還請求することができるものとします。

3．第１項による共済契約の解除は、共済契約者に対する書面による通知により行います。

4．第１項および第２項の規定により共済契約が解除された場合には、既に本会に払込まれた共済掛金については、本会は、返戻しません。

（共済契約者の変更）

第19条　共済契約者が第２条（共済契約者）に定める資格の要件を欠くに至った場合、被共済者および本会の書面による同意を得て、共済契約上の権利義務を包括して第２条（共済契約者）に定める要件を満たす者に継承することができるものとします。

第３章　共済金の受取人・事故の通知・共済金請求およびその他

（共済金の受取人）

第20条　共済契約の共済金の受取人は、本会が特に認めた場合を除き被共済者とし、共済金を受け取るべき日において被共済者が共済金を受け取ることができない場合には、被共済者の法定相続人とします。

（共済金の受取人指定）

第21条　共済契約の加入申込み時に、共済契約者が共済契約の死亡共済金（傷害死亡共済金および疾病死亡共済金をいいます。）の受取人を前条に定める共済金受取人と異なる者に指定する場合には、被共済者の同意を得て本会所定の書式にてその旨を本会に申し出て、本会の承諾を得なければなりません。

2．死亡共済金が支払われる場合において、前項の死亡共済金受取人が既に死亡しており、かつ、新たな死亡共済金受取人が指定されていないときは、前条に定める共済金受取人を死亡共済金受取人とします。

3．前条または前項に定める共済金受取人が２名以上であるときは、同共済金受取人において１名の代表者を選定するものとし、その代表者は他の共済金受取人を代表するものとします。

（事故の通知）

第22条　共済契約者、被共済者、共済金受取人またはこれらの者の代理人は、被共済者に共済金の支払事由が生じたときは、その支払事由の生じた日から30日以内に、事故の発生状況、発病の状況および経過、傷病の程度またはその他本会が必要と認める事項について本会に書面により通知しなければなりません。ただし、賠償責任共済金の支払事由については、第47条（事故の発生）、携行品損害共済金の支払事由については、第55条（損害の発生）、救援者費用等共済金の支払事由については、第61条（事故の通知）、航空機寄託手荷物遅延等費用共済金の支払事由については、第67条（事故の通知）、航空機遅延費用共済金の支払事由については、第74条（事故の通知）の定めに従います。

2．被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となったとき、もしくは遭難したときは、共済契約者または共済金受取人は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日から30日以内にその発生の状況を本会に書面により通知しなければなりません。

3．共済契約者、被共済者、共済金受取人またはこれらの者の代理人が本会の認める正当な理由がなく前２項の規定に違反したとき、またはその通知に関し知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げたときは、本会は共済金を支払いません。

（共済金の請求および共済金の支払い）

第23条　被共済者、共済金受取人またはこれらの者の代理人が共済金の支払いを受けようとするとき〔本会と提携する機関への治療費用共済金（傷害治療費用共済金および疾病治療費用共済金をいいます。以下同様とします。）の支払いを求めるときを含みます。〕は、保障種類ごとに別表４に掲げる共済金請求書類のうち本会の求める書類を本会に提出しなければなりません。

２．共済金受取人が共済金の請求を第三者（以下「代理人」といいます。）に委任する場合には、同委任を証する書類および同委任を受けた者の印鑑登録証明書を提出しなければなりません。

３．前２項により共済金の請求を受けた場合、必要と認めたときは、本会は、その費用を負担して本会指定の医師による被共済者の身体の診察または死体の検案（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）を求めることができます。

４．共済契約者、被共済者、共済金受取人またはこれらの者の代理人が前３項に定める本会の求めに対し、事実と異なることを告げた場合には、本会は、共済金を支払いません。

（共済金の支払時期）

第24条　本会は、本会の要求する書類が完備した日からその日を含めて30日以内に共済金を支払います。

２．共済契約者、被共済者、共済金受取人またはこれらの者の代理人が必要な事項の確認に際し、正当な理由なくその確認を妨げ、またこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、前項の期間に算入しないものとします。また、前項の期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく共済金を支払います。

（支払通貨および為替交換比率）

第25条　本会が共済金を支払うべき場合には、共済金支払地の属する国の通貨（以下この条において「支払通貨」といいます。）をもって行います。

２．前項の場合において、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、共済金の支払額が確定した日の前日における共済金支払地の属する国の最有力為替銀行の交換比率により支払通貨に換算します。ただし、本会が被共済者、共済金受取人またはこれらの者の代理人からの申し出を承諾した場合は、共済金の支払額が確定した日の前日以外の日における交換比率により支払通貨に換算します。

⑴　共済加入証書において共済金額または治療費用共済金額を表示している通貨と支払通貨が異なるとき。

⑵　本会が治療費用共済金を支払うべき場合において、被共済者が現実に支出した通貨と支払通貨が異なるとき。

（他の共済または保険等の契約がある場合の共済金の支払額）

第26条　治療費用共済金、賠償責任共済金、携行品損害共済金、救援者費用等共済金、航空機寄託手荷物遅延等共済金または航空機遅延費用共済金を支払うべき他の共済または保険等の契約がある場合において、それぞれの契約について他の契約がないものとして算出した支払責任額の合計額がその費用の額または損害の額を超えるときは、本会は、次の算式によって算出した額を共済金として支払います。

$$\text{費用の額または損害の額} \times \frac{\text{この共済契約の支払責任額}}{\text{それぞれの共済または保険契約の支払責任額の合計額}} = \left\{ \begin{array}{l} \text{治療費用共済金} \\ \text{賠償責任共済金} \\ \text{携行品損害共済金} \\ \text{救援者費用等共済金} \\ \text{航空機寄託手荷物遅延等共済金} \\ \text{航空機遅延費用共済金} \end{array} \right\} \text{の支払額}$$

２．前項の損害額は、それぞれの契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

（代 位）

第27条　本会が共済金を支払ったときは、その支払った共済金の額を限度として、かつ、被共済者の権利を害さない範囲内で、被共済者がその損害につき第三者（他人のためにする共済契約の場合の共済契約者を含みます。）に対して有する権利を代位取得します。ただし、本会がその権利を放棄した場合にはこの限りでありません。

２．共済契約者、被共済者、共済金受取人は、本会が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために本会が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、本会の負担とします。

（評価人および裁定人）

第28条　傷病の程度または損害もしくは費用の額について本会と共済契約者、被共済者、共済金受取人またはこれらの者の代理人との間に争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各１名の評価人に委ねます。万一、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する１名の裁定人にこれを裁定させます。

２．前項の場合において、評価人の費用（報酬を含みます。）については、各自がそれぞれ負担するものとし、裁定人の費用（報酬を含みます。）については、各自均分してこれを負担するものとします。

（時 効）

第29条　共済金の受取人が共済金の支払いを請求する権利および共済契約者が共済掛金の返還を請求する権利は、その事由が生じた日の翌日からその日を含めて３年間請求がない場合、消滅します。

（準拠法）

第30条　本約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

２．本約款の施行日以降に日本国の法令が改正された場合は、その改正された法令を改正前の法令に準じて本約款に適用するものとします。

（管轄の合意）

第31条　共済契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第４章　傷害死亡保障条項

（傷害死亡共済金の支払事由）

第32条　本会は、被共済者が責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故（この約款において「事故」といいます。）によって身体に傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、共済加入証書記載の傷害死亡･後遺障害共済金額の全額（既に支払った傷害後遺障害共済金がある場合は、その共済金額から既に支払った金額を控除した残額）を傷害死亡共済金として死亡共済金受取人に支払います。

２．前項の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。以下同様とします。

３．被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被共済者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被共済者が第１項の傷害によって死亡したものと推定します。

（傷害死亡共済金を支払わない場合）

第33条　本会は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しては、傷害死亡共済金を支払いません。

(1)　共済契約者（共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被共済者の故意。

(2)　共済金を受け取るべき者（共済金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意。ただし、その者が共済金の一部の受取人であるときには、他の者が受け取るべき金額については、この限りでありません。

(3)　被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。

(4)　被共済者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故。

(5)　被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失。

(6)　被共済者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、本会が共済金を支払うべき傷害を治療するときには、この限りでありません。

(7)　被共済者に対する刑の執行。

(8)　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変。

(9)　核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。

(10)　第(8)号または第(9)号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた傷害。

(11)　第(9)号以外の放射線照射または放射能汚染。

(12)　被共済者が自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間については、この限りでありません。

(13)　航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であるとを問いません。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を被共済者が操縦している間。

第５章　傷害後遺障害保障条項

（傷害後遺障害共済金の支払事由）

第34条　本会は、被共済者が責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のものをいいます。以下同様とします。）が生じたときは、共済加入証書記載の傷害死亡･後遺障害共済金額に別表５の各号に掲げる割合を乗じた額を傷害後遺障害共済金として被共済者に支払います。

２．前項の規定にかかわらず、被共済者が事故の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、本会は、事故の日からその日を含めて181日目における日本の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害共済金を支払います。

３．別表５の各項に該当しない後遺障害に対しては、被共済者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく身体の障害の程度に応じ、かつ、別表５の各項に掲げる区分に準じ、傷害後遺障害共済金の支払額を決定します。ただし、別表５の第１項第(3)号、第(4)号、第２項第(3)号、第４項第(4)号および第５項第(2)号に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、傷害後遺障害共済金を支払いません。

４．同一事故により２種以上の後遺障害が生じた場合には、本会は、その各々に対し前３項の規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表５の第７項から第９項までに掲げる上肢（腕および手）または下肢（脚および足）の後遺障害に対しては、１肢ごとの傷害後遺障害共済金は共済加入証書記載の傷害死亡･後遺障害共済金額の60%をもって限度とします。

5．被共済者が２回以上の異なる事故を原因として傷害後遺障害を被った場合には、各々の後遺障害に対して支払われるべき傷害後遺障害共済金の合計額は、共済加入証書記載の傷害死亡・後遺障害共済金額をもって限度とします。

6．被共済者が傷害後遺障害を被ったとき、既に身体に存在していた他の後遺障害、または傷害後遺障害を被った後に新たに被った他の後遺障害の影響による障害の程度の認定については、第11条（他の身体障害または傷病の影響）の規定に準じて、これを認定し、前５項の規定を適用します。

（傷害後遺障害共済金を支払わない場合）

第35条　本会は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、傷害後遺障害共済金を支払いません。

(1)　第33条（傷害死亡共済金を支払わない場合）第１項の各号のいずれかによって生じた傷害。

(2)　原因がいかなる場合でも、頭部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの。

第６章　傷害治療費用保障条項

（傷害治療費用共済金の支払事由）

第36条　本会は、被共済者が責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被り、その直接の結果として、医師の治療（義手および義足の修理を含みます。）を要したときは、別表６に掲げる費用で、本会が妥当と認めた金額を傷害治療費用共済金として被共済者に支払います。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。

２．前項の傷害治療費用共済金の支払いは、１事故に基づく傷害について共済加入証書記載の傷害治療費用共済金額をもって限度とします。

３．第１項の規定にかかわらず、被共済者が本会と提携する機関から別表６に掲げる第(1)号または第(3)号の費用の請求を受けた場合において、被共済者がその機関への傷害治療費用共済金の支払いを本会に求めたときは、本会は、被共済者がその費用を支出したものとみなして前２項の規定により算出した傷害治療費用共済金をその機関に支払います。

（傷害治療費用共済金を支払わない場合）

第37条　本会は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、傷害治療費用共済金を支払いません。

(1)　第33条（傷害死亡共済金を支払わない場合）第１項の各号のいずれかによって生じた傷害。

(2)　原因がいかなる場合でも、頭部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの。

第７章　疾病治療費用保障条項

（疾病治療費用共済金の支払事由）

第38条　本会は、被共済者が次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、別表６に掲げる費用のうち本会が妥当と認めた金額を、疾病治療費用共済金として被共済者に支払います。ただし、医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。

(1)　次に掲げる疾病（妊娠、出産、早産および流産を含みません。この保障条項において以下同様とします。）のいずれかを直接の原因として責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したとき。
①責任期間中に発病した疾病。
②責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その原因が責任期間開始前または責任期間終了後に発生したものを除きます。

(2)　責任期間中に感染した別表７に掲げる伝染病を直接の原因として共済期間終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始したとき。

２．前項第(1)号の発病の認定は、医師の診断によります。以下同様とします。

３．第１項の規定にかかわらず、本会は、次の各号に掲げる疾病の治療に要した費用に対しては、疾病治療費用共済金を支払いません。

(1)　本会が傷害治療費用共済金を支払うべき傷害に起因する疾病。

(2)　妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病。

(3)　歯科疾病。

４．第１項の疾病治療費用共済金の支払いは、１疾病（合併症および続発症を含みます。）について共済加入証書記載の疾病治療費用共済金額をもって限度とします。

５．第１項の規定にかかわらず、被共済者が本会と提携する機関から別表６に掲げる第(1)号または第(3)号の費用の請求を受けた場合において、被共済者がその機関への疾病治療費用共済金の支払いを本会に求めたときは、本会は、被共済者がその費用を支出したものとみなして前各項の規定により算出した疾病治療費用共済金をその機関に支払います。

（疾病治療費用共済金を支払わない場合）

第39条　本会は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、疾病治療費用共済金を支払いません。

(1)　第33条（傷害死亡共済金を支払わない場合）第１項第(1)号から第(3)号または第(7)号から第(11)号のいずれかによって発病した疾病。

(2)　後天性免疫不全症候群（エイズ）。

２．本会は、原因がいかなる場合でも、頭部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないものに対しては、疾病治療費用共済金を支払いません。

第８章　疾病死亡保障条項

（疾病死亡共済金の支払事由）

第40条　本会は、被共済者が疾病（妊娠、出産、早産および流産を含みません。この保障条項において以下同様とします。）によって死亡し、その死亡が次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、共済加入証書記載の疾病死亡共済金額の全額を疾病死亡共済金として死亡共済金受取人に支払います。

(1)　責任期間中に死亡したとき〔このときにおいて、第３条（被共済者の範囲）第２項のただし書きおよび第５条（共済期間および責任期間）第５項第(1)号または第(3)号の規定は、適用しません。〕。

(2)　次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として共済期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡したとき。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていたときに限ります。

①責任期間中に発病した疾病。

②責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その原因が責任期間開始前または責任期間終了後に発生したものを除きます。

(3)　責任期間中に感染した別表７に掲げる伝染病を直接の原因として共済期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡したとき。

２．前項第(2)号の発病の認定は、医師の診断によります。以下同様とします。

３．第１項の規定にかかわらず、本会は、次の各号に掲げる疾病による死亡に対しては、疾病死亡共済金を支払いません。

(1)　本会が傷害死亡共済金を支払うべき傷害に起因する疾病。

(2)　妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病。

(3)　歯科疾病。

（疾病死亡共済金を支払わない場合）

第41条　本会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、疾病死亡共済金を支払いません。

(1)　第33条（傷害死亡共済金を支払わない場合）第１項第(1)号から第(3)号または第(7)号から第(11)号のいずれかによって発病した疾病。

(2)　後天性免疫不全症候群（エイズ）。

第９章　賠償責任保障条項

（賠償責任共済金の支払事由）

第42条　本会は、被共済者が責任期間中に生じた偶然な事故（以下「事故」といいます。）により、他人の身体の障害（この保障条項においては、傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。）または他人の財物の滅失、汚損もしくはき損（以下「財物の破損」といいます。）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、賠償責任共済金を支払います。

（賠償責任共済金を支払わない場合－その１）

第43条　本会は、第33条（傷害死亡共済金を支払わない場合）第１項第(1)号または第(8)号から第(11)号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、賠償責任共済金を支払いません。

（賠償責任共済金を支払わない場合－その２）

第44条　本会は、被共済者が次の各号に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、賠償責任共済金を支払いません。

(1)　被共済者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任。

(2)　もっぱら被共済者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。

(3)　被共済者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任。

(4)　被共済者の使用人が被共済者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被共済者が家事使用人として使用する者については、この限りでありません。

(5)　被共済者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任。

(6)　被共済者と同居する親族（旅行のために一時的に別居する親族を含みます。）および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任。

(7)　被共済者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次に掲げる損害については、この限りでありません。

①ホテル等の宿泊施設の客室（客室内の動産ならびに客室外におけるセーフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。）に与えた損害。

②住宅等の居住施設内の部屋（部屋内の動産を含みます。）に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。

③賃貸業者から共済契約者または被共済者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害。

(8)　被共済者の心神喪失に起因する損害賠償責任。

(9)　被共済者または被共済者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任。

(10)　航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。

(11)　汚染物質〔固体状、液体状、気体状のまたは熱を帯びた有害な物質もしくは汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物（再生利用のための物質を含みます。）等を含みます。〕の排出、流出、いっ出または漏出に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質の排出、流出、いっ出または漏出が不測、かつ、突発的なものであるときはこの限りでありません。

⑿ 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任。

（賠償責任共済金の範囲）

第45条　本会が支払う賠償責任共済金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。

(1) 被共済者が被害者に支払うべき損害賠償金。

(2) 第42条（賠償責任共済金の支払事由）の事故が発生した場合において、被共済者が第47条（事故の発生）第１項第(2)号に定める第三者に対する求償権の保全または行使その他損害を防止または軽減するために要した必要または有益な費用。

(3) 前号の損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被共済者に損害賠償責任がないと判明したとき、被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ本会の書面による同意を得た費用。

(4) 被共済者が本会の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用。

(5) 第48条（本会による解決）第１項に規定する本会による損害賠償請求の解決に協力するために被共済者が支出した費用。

（賠償責任共済金の支払額）

第46条　本会が支払うべき賠償責任共済金の額は、次の各号に掲げる金額の合計額とします。

(1) １回の事故につき、損害賠償金の額。ただし、１回の事故につき、共済加入証書記載の賠償責任共済金額を支払いの限度とします。

(2) 前条第(2)号から第(5)号までの費用については、その全額。ただし、前条第(4)号の費用は、１回の事故につき、前条第(1)号の損害賠償金の額が共済加入証書に記載された賠償責任共済金額を超える場合は、その共済金額の前条第(1)号の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

（事故の発生）

第47条　第42条（賠償責任共済金の支払事由）の事故により他人の身体の障害または財物の破損が発生したことを知ったときは、共済契約者、被共済者またはこれらの者の代理人は、第22条（事故の通知）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。

(1) 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者があるときは、その住所、氏名を事故の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けたときは、その内容を、遅滞なく、本会に通知すること。このときにおいて、本会が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 第三者から損害の賠償を受けることができるときには、その権利の保全または行使について必要な手続きをとり、その他損害を防止または軽減するために必要ないっさいの手段を講ずること。

(3) 損害賠償責任の全部または一部を承諾しようとするときは、あらかじめ本会の承諾を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。

(4) 損害賠償責任に関する訴訟を提起するときまたは提起されたときは、ただちに書面により本会に通知すること。

２．本会は、共済契約者または被共済者が本会の認める正当な理由なく前項各号に規定する義務に違反した場合は、賠償共済金を支払いません。ただし、前項第(2)号のときは、防止または軽減できたと認められる損害額を控除して支払額を決定します。また、前項第(3)号のときは、損害賠償責任がないと本会が認めた部分を控除して支払額を決定します。

（本会による解決）

第48条　本会は、必要と認めたときは、被共済者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。このときにおいて、被共済者は、本会の求めに応じ、その遂行について本会に協力しなければなりません。

２．被共済者が、本会の認める正当な理由がなく前項の規定による協力に応じないときは、本会は、賠償責任共済金を支払いません。

（先取特権）

第49条　第42条（賠償責任共済金の支払事由）に規定される偶然の事故により被害を被った者（この条において「被害者」といいます。）は、被害者の本会に対する共済金請求権(第45条（賠償責任共済金の範囲）の第１項第(2)号から第(5)号までの費用に対する共済金請求権は除きます。)について、先取特権を有します。

２．本会は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合に、共済金の支払いを行うものとします。

(1) 被共済者が被害者に対してその損害の賠償をした後に、本会から被共済者に支払うとき（被共済者が賠償した金額を限度とします。）。

(2) 被共済者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被共済者の指図により、本会から直接、被害者に支払うとき（被共済者が賠償した金額を限度とします。）。

(3) 被共済者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被共済者の指図により、本会から直接、被害者がの先取特権を行使したことにより、本会から直接、被害者に支払うとき。

(4) 被共済者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、本会が被共済者に共済金を支払うことを被害者が承諾したことにより、本会が被共済者に支払うとき（被害者が承諾した金額を限度とします。）。

３．共済金請求権〔第45条（賠償責任共済金の範囲）第１項第(2)号から第(5)号までの費用に対する共済金請求権を除きます。〕は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済金請求権〔第45条（賠償責任共済金の範囲）第１項第(2)号から第(5)号までの費用に対する共済金請求権を除きます。〕を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、前項第(1)号または第(4)号の規定により被共済者が本会に対して共済金の支払いを請求することができる場合を除きます。

第10章　携行品損害保障条項

（携行品損害共済金の支払事由）

第50条　本会は、被共済者が責任期間中に生じた偶然な事故（以下「事故」といいます。）によって第51条（共済の目的物およびその範囲）に定める共済の目的物（この保障条項において以下「共済の目的物」といいます。）について被った損害に対して、携行品損害共済金を支払います。

（共済の目的物およびその範囲）

第51条　この保障条項における共済の目的物は、被共済者が責任期間中に携行する被共済者所有の身の回り品に限ります。

2．前項の身の回り品が居住施設内（居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被共済者が居住している戸室内をいいます。）にある間は、共済の目的物に含まれません。

3．第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる物は、共済の目的物に含まれません。

(1)　通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（定期券は除きます。）、宿泊券、観光券および旅行券（以下「乗車券等」といいます。）についてはこの限りでありません。

(2)　預金証書または貯金証書（通帳および現金自動支払機用カードを含みます。）、クレジットカードその他これらに類する物。ただし、自動車または原動機付自転車の運転免許証および旅券についてはこの限りでありません。

(3)　稿本、設計書、図案、帳簿、データまたはプログラム等のソフトウェアその他これらに準ずる物。

(4)　船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品。

(5)　被共済者が別表２に掲げる運動等を行っている間の運動等のための用具およびウィンドサーフィン、スキューバダイビング、サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具。

(6)　義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物。

(7)　動物および植物。

（携行品損害共済金を支払わない場合）

第52条　本会は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、携行品損害共済金を支払いません。

(1)　第33条（傷害死亡共済金を支払わない場合）第１項第(1)号、第(2)号、第(4)号または第(8)号から第(11)号のいずれかの事由によるとき。

(2)　差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされたときは、この限りでありません。

(3)　共済の目的物の欠陥。ただし、共済契約者、被共済者またはこれらの者に代わって共済の目的物を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかった欠陥を除きます。

(4)　共済の目的物の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ喰い、虫喰い等。

(5)　共済の目的物の擦傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって共済の目的物の機能に支障をきたさない損害。

(6)　共済の目的物である液体の流出。ただし、その結果として他の共済の目的物に生じた損害については、この限りでありません。

(7)　共済の目的物の置き忘れまたは紛失。

(8)　偶然な外来の事故に直接起因しない共済の目的物の電気的事故または機械的事故。ただし、これらによって発生した火災による損害を除きます。

（損害額の決定）

第53条　本会が携行品損害共済金を支払うべき損害額は、その損害が生じた地および時における共済の目的物の価額（第５項において「共済価額」といいます。）によって定めます。

2．共済の目的物の損傷を修繕し得る場合においては、共済の目的物を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落（格落損）は損害額に含めません。

3．共済の目的物が１組または１対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその共済の目的物全体の価値に及ぼす影響を考慮し、前２項の規定によって損害額を決定します。

4．第55条（損害の発生）第３項の費用を共済契約者、被共済者またはこれらの者の代理人が負担したときは、その費用および前３項の規定によって計算された額の合計額を損害額とします。

5．前４項の規定によって計算された損害額が、その損害の生じた共済の目的物の共済価額を超えるときは、その共済価額をもって損害額とします。

6．前５項の規定にかかわらず、共済の目的物が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被共済者が支出した費用および共済契約者または被共済者が負担した第55条（損害の発生）第３項の費用の合計額を損害額とします。

7．第１項から第５項までの規定にかかわらず、共済の目的物が旅券の場合には、次の各号に掲げる費用を損害額とします。ただし、１回の事故について５万円を限度とします。

(1)　旅券の再取得費用

旅券の再発給を受けた場合には、再取得に要した次に掲げる費用。

①事故の生じた地から再発給を受ける最寄りの在外公館所在地（以下この号において「旅券再発給地」といいます。）へ赴く被共済者の交通費。

②領事官に納付した再発給手数料および電信料。
③旅券再発給地における被共済者のホテル客室料。
(2) 渡航書の取得費用
旅券の再発給に替えて渡航書の発給を受けた場合には、取得に要した次に掲げる費用。
①事故の生じた地から発給を受ける最寄りの在外公館所在地（以下この号において「渡航書発給地」といいます。）へ赴く被共済者の交通費。
②領事官に納付した発給手数料。
③渡航書発給地における被共済者のホテル客室料。
(3) 運転免許証の再取得費用
運転免許証の再発給を受けた場合には、国または都道府県に納付した再発給手数料。

8．共済の目的物の１個、１組または１対について損害額が10万円を超えるときは、本会は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、共済の目的物が乗車券等である場合において、共済の目的物の損害額の合計額が５万円を超えるときは、本会は、そのものの損害額を５万円とみなします。

（携行品損害共済金の支払額）

第54条　本会が支払うべき携行品損害共済金の支払額は、前条に定める損害額とします。ただし、共済加入証書記載の携行品損害共済金額をもって、共済期間中の支払いの限度とします。

2．前項ただし書きの場合においても、盗難による盗取および航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物に生じた損害については、共済期間を通じて30万円を支払いの限度とします。

（損害の発生）

第55条　共済契約者、被共済者またはこれらの者の代理人は、共済の目的物について第50条（携行品損害共済金の支払事由）の損害が発生したことを知ったときは、第22条（事故の通知）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。
(1) 損害の防止または軽減につとめること。
(2) 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人があるときは、その者の住所、氏名を遅滞なく、本会に通知すること。このときにおいて、本会が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
(3) 他人から損害の賠償を受けることができるときにおいて、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること。

2．本会は、共済契約者または被共済者が本会の認める正当な理由がなく前項各号の規定に違反した場合は、携行品損害共済金を支払いません。ただし、前項第(1)号のときは防止または軽減できたと認められる額を控除して損害額とみなします。また、前項第(3)号のときは、取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を控除して損害額とみなします。

3．本会は、次の各号に掲げる費用を支払います。
(1) 第１項第(1)号の損害の防止または軽減のために要した費用のうちで本会が必要または有益であったと認めたもの。
(2) 第１項第(3)号の手続きのために必要な費用。

第11章　救援者費用保障条項

（救援者費用等共済金の支払事由）

第56条　本会は、被共済者が次の各号に掲げるいずれかに該当したことにより、共済契約者、被共済者または被共済者の親族が負担した費用を、救援者費用等共済金としてその費用の負担者に支払います。
(1) 被共済者が死亡した場合で、次のいずれかに該当したとき。
①第32条（傷害死亡共済金の支払事由）に該当し死亡したとき。
②疾病（妊娠、出産、早産および流産を含みません。以下この項において同様とします。）または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡したとき。
③責任期間中に発病した疾病を直接の原因として共済期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡したとき。ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていたときに限ります。
④責任期間中に被共済者が自殺行為を行った日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。
(2) 被共済者が入院（医師による治療が必要なときにおいて、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下この号において同様とします。）したときで、次のいずれかに該当したとき。
①責任期間中に被った第36条（傷害治療費用共済金の支払事由）の傷害を直接の原因として継続して３日以上入院（他の病院または診療所に移転したときには、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めたときに限ります。以下この号において同様とします。）したとき。
②責任期間中に発病した疾病（この号においては妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。）を直接の原因として継続して３日以上入院したとき。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していたときに限ります。
(3) 責任期間中に被共済者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になったときもしくは遭難したとき。
(4) 責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被共済者の生死が確認できないときまたは緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認されたとき。

2．前項第(1)号または第(2)号における発病の認定は、医師の診断によります。
3．第１項の規定にかかわらず、共済契約者、被共済者または被共済者の親族（以下この項において「共済契約者等」といいます。）が本会と提携する機関から第57条（費用の範囲）各号に掲げる費用の請求を受けた場合において、共済契約者等がその機関への救援者費用等共済金の支払いを本会に求めたときは、本会は、共済契約者等がその費用を第１項の費用として負担したものとみなして救援者費用等共済金をその機関に支払います。

（費用の範囲）

第57条　前条第１項の費用とは、次の各号に掲げるものをいいます。

(1) 捜索救助費用
遭難した被共済者を捜索、救助または移送（以下この条において「捜索」といいます。）する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。

(2) 航空運賃等交通費
被共済者の捜索、看護または事故処理を行うために事故発生地または被共済者の収容地（以下この条において「現地」といいます。）へ赴く被共済者の親族またはこれらの者の代理人（以下この条において「救援者」といいます。）の現地までの船舶、航空機等の往復運賃をいい、救援者１名分（前条第１項第(1)号、第(3)号もしくは第(4)号のとき、または第(2)号の場合で被共済者が継続して７日以上入院したときは救援者３名分とします。）を限度とします。ただし、前条第１項第(4)号の場合において、被共済者の生死が判明した後または被共済者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

(3) ホテル等客室料
現地および現地までの行程における救援者のホテル等の宿泊施設（居住施設を除きます。）の客室料をいい、救援者１名分（前条第１項第(1)号、第(3)号もしくは第(4)号のとき、または第(2)号の場合で被共済者が継続して７日以上入院したときは救援者３名分とします。）を限度とし、かつ、救援者１名につき14日分を限度とします。ただし、前条第１項第(4)号の場合において、被共済者の生死が判明した後または被共済者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

(4) 移送費用
死亡した被共済者を現地から申込書記載の被共済者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中（前条第１項第(1)号、第(3)号もしくは第(4)号のとき、または第(2)号の場合で被共済者が継続して７日以上入院したときに限ります。）の被共済者を申込書記載の被共済者の住所またはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。）をいいます。ただし、次に掲げる費用はこの費用の額から控除します。
①被共済者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被共済者が負担することを予定していた帰国のための運賃。
②別表６の第(1)号もしくは第(3)号に該当する費用。

(5) 遺体処理費用
死亡した被共済者の遺体の処理費用をいい、100万円を限度とします。

(6) 諸雑費
救援者の渡航手続費（旅券印紙代、査証料、予防接種料等）および救援者または被共済者が現地において支出した交通費、国際電話料等通信費等をいい、５万円（前条第１項第(1)号、第(3)号もしくは第(4)号のとき、または第(2)号の場合で被共済者が継続して７日以上入院したときは20万円とします。）を限度とします。ただし、別表６の第(2)号に該当する費用については除きます。

（救援者費用等共済金を支払わない場合）

第58条　本会は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって第56条（救援者費用等共済金の支払事由）第１項各号のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用等共済金を支払いません。ただし、被共済者が第56条（救援者費用等共済金の支払事由）第１項第(1)号④に該当した場合はこの限りでありません。

(1) 第33条（傷害死亡共済金を支払わない場合）第１項第(1)号から第(4)号または第(7)号から第(11)号のいずれかによって生じた傷害。

(2) 第37条（傷害治療費用共済金を支払わない場合）第１項第(2)号に掲げる事由によるとき。

（救援者費用等共済金の支払額）

第59条　本会は、第57条（費用の範囲）の費用のうち、本会が妥当と認めた部分についてのみ救援者費用等共済金を支払います。ただし、被共済者または救援者費用等共済金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払いを受けることができた場合には、その支払いを受けた金額に対しては、救援者費用等共済金を支払いません。

（本会の責任限度額）

第60条　本会がこの共済契約に基づいて支払うべき救援者費用等共済金の額は共済期間を通じ、共済加入証書記載の救援者費用等共済金額をもって限度とします。

（事故の通知）

第61条　被共済者が第56条（救援者費用等共済金の支払事由）第１項各号に掲げるいずれかに該当したときは、共済契約者、被共済者、救援者費用等共済金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人は、その日を含めて30日以内に次の各号に掲げる事項を本会に通知しなければなりません。この場合において、本会が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

(1)　第56条（救援者費用等共済金の支払事由）第１項第(1)号または第(2)号のときは、事故発生の状況および傷害の程度または疾病の発病の状況および経過。

(2)　第56条（救援者費用等共済金の支払事由）第１項第(3)号または第(4)号のときは、行方不明もしくは遭難または事故発生の状況。

２．共済契約者、被共済者または救援者費用等共済金を受け取るべき者が本会の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、本会は、救援者費用等共済金を支払いません。

第12章　治療・救援者費用保障条項

（治療・救援者費用等共済金の支払事由）

第62条　本会は、第36条（傷害治療費用共済金の支払事由）、第38条（疾病治療費用共済金の支払事由）または第56条（救援者費用等共済金の支払事由）に定める共済金のいずれかが支払われる場合には、これらの共済金の支払いに代えて、支払われるべき金額の合計額を治療・救援者費用等共済金として支払います。

２．治療・救援者費用等共済金として支払うべき前項の傷害治療費用共済金、疾病治療費用共済金または救援者費用等共済金の額は、第36条（傷害治療費用共済金の支払事由）第２項、第38条（疾病治療費用共済金の支払事由）第４項および第60条（本会の責任限度額）の定めにかかわらず、共済金の種類ごとに、次の各号に掲げる額をもって限度とします。

(1)　傷害治療費用共済金
１事故に基づく傷害につき、共済加入証書記載の治療・救援者費用等共済金額（以下「治療・救援者費用等共済金額」といいます。）。

(2)　疾病治療費用共済金
１疾病（合併症および続発症を含みます。）につき、治療・救援者費用等共済金額 。

(3)　救援者費用等共済金
第56条（救援者費用等共済金の支払事由）第１項の各号に定める事由の発生１回につき、治療・救援者費用等共済金額 。

３．被共済者が次の各号に掲げるいずれかに該当した場合において、前項の規定により算出した傷害治療費用共済金、疾病治療費用共済金または救援者費用等共済金の合計額が治療・救援者費用等共済金額を超えるときは、本会の支払うべき治療・救援者費用等共済金の額は、その各号に規定する事由の発生１回につき、治療・救援者費用等共済金額をもって限度とします。

(1)　傷害治療費用共済金を支払うべき第36条（傷害治療費用共済金の支払事由）の傷害を直接の原因として、第56条（救援者費用等共済金の支払事由）第１項第(1)号①または第(2)号①に該当したとき。

(2)　疾病治療費用共済金を支払うべき第38条（疾病治療費用共済金の支払事由）に定める疾病を直接の原因として、第56条（救援者費用等共済金の支払事由）第１項第(1)号②、③または第(2)号②に該当したとき。

(3)　救援者費用等共済金を支払うべき第56条（救援者費用等共済金の支払事由）第１項第(3)号または第(4)号に定める行方不明、遭難または事故を直接の原因として、第36条（傷害治療費用共済金の支払事由）第１項に該当したとき。

（準用）

第63条　本保障条項に規定のない事項については、本保障条項の趣旨に反しない限り、「第６章　傷害治療費用保障条項」、「第７条　疾病治療費用保障条項」および「第11章　救援者費用保障条項」の規定を準用します。

第13章　航空機寄託手荷物遅延費用保障条項

（航空機寄託手荷物遅延等費用共済金の支払事由）

第64条　本会は、被共済者が乗客として搭乗する航空機（定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。以下同様とします。）が予定していた旅行先目的地に到着してから６時間以内に、被共済者が責任期間中に携行する身の回り品で、かつ、航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物（以下「寄託手荷物」といいます。）が予定していた旅行先目的地に運搬されなかったために、被共済者が予定していた旅行先目的地において負担した費用を、航空機寄託手荷物遅延等費用共済金として被共済者に支払います。

２．本会が支払うべき航空機寄託手荷物遅延等費用共済金の額は、１回の寄託手荷物の遅延について10万円を限度としてお支払します。

（寄託手荷物遅延等費用の範囲）

第65条　前条第１項の費用とは、被共済者が搭乗する航空機が予定していた旅行先目的地に到着してから96時間以内に被共済者が予定していた旅行先目的地において負担した次の各号に掲げるものをいいます。ただし、その寄託手荷物が被共済者のもとに到着した時以降に購入しまたは貸与を受けたことによる費用を除きます。

⑴ 衣類購入費
寄託手荷物の中に、下着、寝間着等必要不可欠な衣類が含まれていた場合で、被共済者が目的地においてこれらの衣類を購入または貸与を受けたときの費用をいいます。
⑵ 生活必需品購入費
寄託手荷物の中に、洗面用具、かみそり、くし等の生活必需品（前号の衣類を除きます。）が含まれていた場合で、これらの生活必需品を購入し、または貸与を受けたときの費用をいいます。

（航空機寄託手荷物遅延等費用共済金を支払わない場合）

第66条　本会は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた費用に対しては、航空機寄託手荷物遅延等費用共済金を支払いません。
⑴ 第33条（傷害死亡共済金を支払わない場合）第１項第⑴号、第⑵号および第⑻号から第⑾号に掲げるいずれかの事由によるとき。
⑵ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 。

（事故の通知）

第67条　被共済者が第64条（航空機寄託手荷物遅延等費用共済金の支払事由）第１項に定める事由に該当したときは、共済契約者、被共済者またはこれらの者の代理人は、その支払事由の生じた日からその日を含めて30日以内に、事由の発生および遅延等の状況またはその他本会が必要と認める事項について本会に書面により通知しなければなりません。また、この場合において本会が説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
２．共済契約者または被共済者が、本会の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、本会は、航空機寄託手荷物遅延等費用共済金を支払いません。

第14章　航空機遅延費用保障条項

（航空機遅延費用共済金の支払事由）

第68条　本会は、被共済者が責任期間中に第69条（出発遅延費用等）または第71条（乗継遅延費用）に定める損害を被ったときは、その被った損害に対して航空機遅延費用共済金（本章において、出発遅延・欠航・搭乗不能費用共済金および乗継遅延費用共済金をいいます。）を支払います。

（出発遅延費用等）

第69条　本会は、被共済者が搭乗する予定だった航空機について、出発予定時刻から６時間以上の出発遅延、航空機の欠航もしくは運休またはその航空運送事業者の搭乗予約受付業務の欠陥による搭乗不能（以下「搭乗不能」といいます。）が生じ、その航空機の出発予定時間から６時間以内に代替となる他の航空機を利用できないときに、被共済者が費用を負担することによって被った損害を、出発遅延・欠航・搭乗不能費用共済金として被共済者に支払います。
２．前項の出発遅延・欠航・搭乗不能費用共済金の支払いは、１回の搭乗不能について２万円を限度とします。

（出発遅延費用等の範囲）

第70条　前条第１項の費用とは、出発地において、その航空機の代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被共済者が負担したホテル等客室料、食事代および交通費（ホテル等への移動に要するタクシー代等の費用をいいます。以下同様とします。）をいいます。
２．前項の費用とは、本会が社会通念上妥当と認めた費用であり、かつ、同等の事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この共済契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

（乗継遅延費用）

第71条　本会は、被共済者が航空機を乗り継ぐ場合において、乗継地に到着する被共済者の搭乗した航空機（以下「到着機」といいます。）の遅延によって、乗継地から出発する被共済者の搭乗する予定だった航空機（以下「出発機」といいます。）に搭乗することができず、到着機の到着時刻から６時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できないときに、被共済者が費用を負担することによって被った損害を、乗継遅延費用として被共済者に支払います。
２．前項の乗継遅延費用共済金の支払いは、１回の到着機の遅延（同一の原因に起因して生じた一連の到着機の遅延をいいます。）について２万円を限度とします。

（乗継遅延費用の範囲）

第72条　前条第１項の費用とは、乗継地において、その出発機の代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被共済者が負担したホテル等客室料、交通費および食事代をいいます。
２．前項の費用とは、本会が社会通念上妥当と認めた費用であり、かつ、同等の事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この共済契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

（航空機遅延費用共済金を支払わない場合）

第73条　本会は、第66条（航空機寄託手荷物遅延等費用共済金を支払わない場合）に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合、またはこれらに該当する場合には、航空機遅延費用共済金を支払いません。

（事故の通知）

第74条　被共済者が第69条（出発遅延費用等）または第71条（乗継遅延費用）の事由が生じたときは、共済契約者、被共済者またはこれらの者の代理人は、その支払事由の生じた日からその日を含めて30日以内に、事由の発生および遅延等の状況またはその他本会が必要と認める事項について本会に書面により通知しなければなりません。また、この場合において本会が説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

2．共済契約者または被共済者が、本会の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明に関し知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げたときは、本会は、航空機遅延費用共済金を支払いません。

別表１　危険な職務

⑴　テストパイロット、テストドライバー、テストライダーその他これらに類する職務
⑵　競馬、競輪、オートレース、競艇その他これらに類する職業競技
⑶　力士、拳闘家、プロレスラー、プロスキーヤーその他これらに類するプロスポーツ
⑷　坑内、隧道内作業
⑸　スタントマン、レスキュー隊員
⑹　猛獣を取扱う方、サーカス、軽業師、曲芸師等
⑺　ゴンドラ等を使用する窓ふき業（ただし３階建以上の建物の窓ふき業）
⑻　橋梁、ダム、ビル等の建設作業
⑼　高圧線、送電線、配電線、通信線等の電気工事
⑽　火薬･爆発類または劇毒物類等の取扱業
⑾　潜水夫、サルベージ作業員、発破作業員等
⑿　航空機搭乗
⒀　その他本会が別に指定する職務

別表２　危険な運動

⑴　山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）
⑵　リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、飛行船搭乗
⑶　超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗
⑷　ジャイロプレーン搭乗
⑸　その他上記⑴から⑷に類する危険な運動

別表３　慢性疾患

⑴　悪性新生物（癌・肉腫・筋腫・白血病等）
⑵　胃および腸の潰瘍（胃潰瘍・十二指腸潰瘍等）
⑶　心臓疾患
⑷　肺疾患（肺炎・肺結核等）
⑸　脳血管疾患（脳出血・脳血栓・くも膜下出血等）
⑹　腎臓疾患（腎炎・ネフローゼ等）
⑺　肝臓・すい臓等の内臓疾患
⑻　糖尿病およびその他代謝障害
⑼　精神病およびアルコール中毒（統合失調症等）
⑽　骨髄および神経疾患（骨髄炎・髄膜炎・脳性麻痺等）
⑾　血管および血液疾患（高血圧・血友病・動脈硬化症等）
⑿　耳鼻および眼疾患
⒀　厚生労働省が指定する特定疾病医療費公費負担の対象となる疾患（ベーチェット病・クローン病・パーキンソン病等）
⒁　その他本会が指定する慢性疾患

別表４　共済金請求書類

保険種類 ＼ 共済金請求に必要な書類	治療費用		賠償責任		携行品損害	救援者費用	後遺障害	死亡		遅延費用	航空機寄託物
	傷害	疾病	対人	対物				傷害	疾病		
共済金請求書兼状況報告書(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
共済加入証書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公的機関が発行する事故証明書（やむをえないときは第三者のもの）(注1)	○		○	○	○	○	○	○		○ (注5)	○ (注5)
医師の診断書(別紙)	○	○(注2)				○	○(注3)	○	○(注4)		
治療の明細書および領収書	○	○	○								
示談書			○	○							
第三者の損害を証明する書類(注1)			○	○	○						
損傷物の修理見積書				○	○						
損害証明書および写真			○	○	○						
購入時の価格･購入先を示す書類				○	○						
特定費用の明細書および領収書						○				○	○
遭難発生および捜索活動証明書類						○					
海外旅行行程中の死亡証明書						○					
入院日数を記載した病院等の証明						○					
死亡診断書または死体検案書								○	○		
被共済者の戸籍謄本								○	○		
共済金受取人の印鑑登録証明書･戸籍謄本								○	○		
航空券等の利用日時が確認できる書類										○	○
パスポートの写し（出入国記録を含むページ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注１：第三者とはツアーコンダクター・航空会社をいいます。
注２：責任期間中に発病した疾病により共済期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したことを併せて証明してあるもの。
注３：日本の医師の発行したもの（後遺障害診断書）。
注４：共済期間終了後30日以内に死亡した場合は、責任期間中または共済期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けていたことを証明するもの。
注５：別紙、航空便手荷物事故証明（兼）費用明細書をご使用ください。万一、航空会社が押印した証明がない場合には、事故内容を記入しうるツアーコンダクター等の第三者の証明を必要とします。

別表５　後遺障害認定割合

１．眼の障害	
(1) 両眼が失明したとき	100%
(2) １眼が失明したとき	60%
(3) １眼の矯正視力が0.6以下となったとき	5%
(4) １眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう）となったとき	5%
２．耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失ったとき	80%
(2) １耳の聴力を全く失ったとき	30%
(3) １耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき	5%
３．鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき	20%
４．そしゃく、言語の障害	
(1) そしゃくまたは言語の機能を全く廃したとき	100%
(2) そしゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すとき	35%
(3) そしゃくまたは言語の機能に障害を残すとき	15%
(4) 歯に５本以上の欠損を生じたとき	5%
５．外貌（顔面・頭部・頸部をいう）の醜状	
(1) 外貌に著しい醜状を残すとき	15%
(2) 外貌に醜状（顔面においては直径２cmのはん痕、長さ３cmの線状痕程度をいう）を残すとき	3%
６．脊柱の障害	
(1) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき	40%
(2) 脊柱に運動障害を残すとき	30%
(3) 脊柱に奇形を残すとき	15%

７．腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害	
(1) １腕または１脚を失ったとき	60%
(2) １腕または１脚の３大関節中の２関節または３関節の機能を全く廃したとき	50%
(3) １腕または１脚の３大関節中の１関節の機能を全く廃したとき	35%
(4) １腕または１脚の機能に障害を残すとき	5%
８．手指の障害	
(1) １手の拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき	20%
(2) １手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	15%
(3) 拇指以外の１指を第２指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき	8%
(4) 拇指以外の１指の機能に著しい障害を残すとき	5%
９．足指の障害	
(1) １足の第１足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき	10%
(2) １足の第１足指の機能に著しい障害を残すとき	8%
(3) 第１足指以外の１足指を第２趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき	5%
(4) 第１足指以外の１足指の機能に著しい障害を残すとき	3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき	100%

（注）第７項、第８項および第９項の規定中「以上」とは、その関節より心臓に近い部分をいいます。

別表６　治療費用の範囲

(1) 次に掲げる費用のうち被共済者が治療のため現実に支出した金額。
①医師の診察費、処置費および手術費。
②医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料。
③義手および義足の修理費（ただし、傷害治療費用共済金に限ります。）。
④X線検査費、諸検査費および手術室費。
⑤職業看護師（日本国外において医師が付添を必要と認めた場合の付添者を含みます。）費。
⑥病院または診療所へ入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下この表において同様とします。）した場合の入院費。
⑦入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあること、または病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、ホテル等の宿泊施設（居住施設を除きます。以下この表において「ホテル」といいます。）の室内で医師の治療を受けたとき（医師の指示によりホテルで静養するときを含みます。）のホテル客室料。

⑧入院による治療は要しない場合において、医師の治療を受け、医師の指示によりホテルで静養するときのホテル客室料。ただし、被共済者が払戻しを受けた金額または被共済者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。
⑨救急措置として被共済者を病院または診療所に移送するための緊急移送費。
⑩入院または通院〔医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。〕のための交通費。
⑪入院中の病院もしくは診療所に専門の医師がいないこと、またはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費（治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。）。ただし、日本国内の病院または診療所へ移転した場合には、被共済者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被共済者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。
⑫治療のために必要な通訳雇入費。
⑬この共済契約の共済金請求のために必要な医師の診断書の費用。

(2) 被共済者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち被共済者が現実に支出した金額。ただし、１事故に基づく傷害または１疾病（合併症および続発症を含みます。）について20万円を限度とします。
①国際電話料等通信費。
②入院に必要な身の回り品購入費（５万円を限度とします。）。

(3) 被共済者が治療のため入院し、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被共済者が現実に支出した金額。ただし、被共済者が払戻しを受けた金額または被共済者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。
①被共済者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費。
②被共済者が直接帰国するための交通費および宿泊費。

別表７　伝染病の範囲

海外旅行中に感染した特定の伝染病（平成６年10月12日総務省告示第75号に定められた厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD―10準拠」に記載された分類項目中、急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱をいいます。）のために旅行終了後30日以内に医師の治療を開始された場合に疾病治療費用共済金および疾病死亡共済金をお支払いします。

トラベルセーフティプラン
提携病院一覧

※病院側の事情により住所・電話番号等の変更や、キャッシュレス医療サービス・日本語対応サービス等に制限がある場合がございます。
※キャッシュレス医療サービスをご希望の場合は、事前に日本語サービスセンターにご連絡ください。
※掲載以外の地域・病院についても、詳しくは日本語サービスセンターにご相談ください。

AMERICA アメリカ

サンフランシスコ

◎ UCSF Health Hyde Hospital
住所:900 Hyde Street, San Francisco, CA 〒:94109
☎:+1 415 353 6000/+1 415 353 6847(日本語)
24 HOURS 日本語OK

◎ Kobayashi Medical Clinic
住所:2490 Hospital Drive, Suite 105 Mountain View CA 〒:94040
☎:+1 650 962 4630(日本語) http://www.kobayashi-naika.com/
日本語OK 要予約

ニューヨーク

◎ Japanese Medical Care - マンハッタン院
住所:315 Madison Ave, Fl 17 New York, NY 〒:10017 ☎:+1 212 365 5066
日本語OK

◎ ANSHIN MEDICAL HEALTH CARE (安心メディカル)
住所:36 W 44th St STE 303, New York, NY 〒:10036 ☎:+1 212-730-9010/9060/9011(日本語)
日本語OK

ホノルル

◎ Doctors on call Sheraton Wikiki
住所:2255 kalakaua ave Manor Wing #1, Honolulu, HI 〒:96815
☎:+1 808 971 6000/ +1 808-971 6066(日本語)
日本語OK

◎ Dr.SOMA CLINIC Waikiki
住所:2155 kalakaua Ave #112 Honollu, HI 〒:96815 ☎:+1 808-358-2182

◎ Urgent Care Clinic of Waikiki
住所:2155 Halakaura Ave Ste 308 Honolulu, HI 〒:96815 ☎:+1 808-924-3399

ロサンゼルス

◎ ニューサンライズクリニック(新井孝幸 医師)
住所:2600 W Pico Blvd. #105 Los Angeles, CA 〒:90006 ☎:+1 213 388 2722(日本語)
日本語OK

◎ Naoko Matsumoto, MD(小児科)
住所:3440 Lomita Blvd., Suite 242, Torrance, CA 〒:90505 ☎:+1 310-483-7880

サンディエゴ

◎ Nihon Clinic
住所:3707 Convoy St. San Diego, CA 〒:92111 ☎:+1 858-560-8910(日本語)

グアム

◎ Guam Memorial Hospital
住所:850 Gov. Carlos G. Camacho Road Oka, Tamuning, 〒:96913-3128
☎:+1 671 647 2330
24 HOURS

CANADA カナダ

バンクーバー

◎ City Square Medical Centre
住所:307-550 West Broadway Vancouver, BC 〒:V5Z 0E9
☎:+1 604 339 6777(日本語)
日本語OK 要予約

トロント

◎ RAZI Pharmacy & Clinic
住所:212 Eglinton Ave E, Toronto, 〒:ON M4P 0A3 ☎:+1 416 820 5448(日本語)
要予約

INDONESIA インドネシア

ジャカルタ

◎ J-CLINIC Pondok Indah
住所:Jl. Metro Duta Kav. UE, RT.4/RW.14, Pondok Indah, Kec. Kby. Lama, Kota Jakarta Selatan 〒:12310 ☎:+62 21 7581 6571

◎ TAKENOKO CLINIC PONDOK INDAH
住所:Palma Tower – Lantai MZ, Unit 1-3 Jl. R.A. Kartini II S Kav. VI Jakarta 〒:12310 ☎:+62 21 7593 0468

◎ MRCCC SILOAM HOSPITALS SEMANGGI
住所:Jl. Garnisun Dalam No. 2-3 Semanggi Jakarta Selatan 〒:12930 ☎:+62 21 2996 2888
24 HOURS

バリ

◎ BIMC Hospital Kuta
住所:Jl. Bypass Ngurah Rai No 100X Kuta, Bali, Indonesia
〒:80361 ☎:+62 361 761263
24 HOURS 日本語OK

SINGAPORE シンガポール

◎ Raffles Hospital
住所:585 North Bridge Road, Singapore 〒:188770 ☎:+65 6311 1555

◎ Mount Elizabeth Hospital
住所:3 Mount Elizabeth 〒:228510 ☎:+65 6737 2666
入院のみ

THAILAND タイ

バンコク

◎ Bangkok Hospital
住所:2 Soi Soonvijai 7 New Petchburi Rd. Huaykwang 〒:10310 ☎:+66 2310 3101
24 HOURS 日本語OK

プーケット

◎ Bangkok Hospital Phuket
住所:2/1 Hongyok Utis Rd., Muang District, Phuket 〒:83000 ☎:+66 7625 4425
24 HOURS 日本語OK

チェンマイ

◎ Bangkok Hospital Chiangmai
住所:88/8-9 Moo 6, Nong Pa Khrang Mueang Chiang Mai, Chiang Mai 〒:50000 ☎:+66 52 089 888

PHILIPPINES フィリピン

マニラ

◎ Makati Medical Center
住所:2 Amorsolo St, Legaspi Village Makati city 1229 ☎:+63 2 8888 8999

◎ St. Luke's Medical Center - Quezon city
住所:279 E Rodriguez Sr. Ave. Quezon City, 1112 ☎:+63 2 723 0101 24 HOURS

セブ

◎ CHONG HUA HOSPITAL – FUENTE CEBU
住所:Don Mariano Cui Street, Fuente Osmeña Cir, Cebu City 〒:6000 ☎:+63 32 255 8000

◎ Cebu Doctor's University Hospital
住所:Osmeña Blvd, Cebu City 〒:6000 ☎:+63 32 253 7511

VIETNAM ベトナム

ホーチミン

◎ Franco Vietnamese Hospital
住所:6 Nguyen Luong Bang St. Saigon South (Phu My Hung),Dist.7, Ho Chi Minh City ☎:+84 28 54 11 33 33 24 HOURS

◎ FAMILY medical practice Ho Chi Min(1区)
住所:34 Lê Duẩn, Bến Nghé, Quận 1, Hồ Chí Minh ☎:+84 28 3822 7848

◎ FAMILY medical practice Ho Chi Min(2区)
住所:95 Thảo Điền, Quận 2, Hồ Chí Minh ☎:+84 28 3744 2000

ハノイ

◎ Hanoi French Hospital
住所:01 Phuong Mai Street, Dong Da District, Hanoi ☎:+84 24 3577 1100 24 HOURS 日本語 OK

CAMBODIA カンボジア

プノンペン

◎ Royal Phnom Penh Hospital
住所:888 Russian Blvd, Phnom Penh 〒:12000 ☎:+855 23 991 222

シェムリアップ

◎ Royal Angkor International Hospital
住所:National Route #6 (Airport Road), Phum Kasekam, Khum Sra Ngea, Siem Reap ☎:+855 63 76 18 88 24 HOURS 日本語 OK

MALAYSIA マレーシア

クアラルンプール

◎ Pantai Hospital Kuala Lumpur
住所:8, Jalan Bukit Pantai,Kuala Lumpur 〒:59100 ☎:+60 3 2296 0888 24 HOURS 日本語 OK

◎ Sunway Medical Centre
住所:No. 5 Jalan Lagoon Selatan, Bandar Sunway 〒:47500 ☎:+603 7494 1098

ペナン

◎ Gleneagles Hospital Penang
住所: 1 Jalan Pangkor 10050 George Town Penang ☎:+60 4222 9111 24 HOURS 日本語 OK

◎ Pantai Hospital Penang
住所:82, Jalan Tengah, Bayan Baru 11900 Palau Pinang ☎:+60 4643 3888 24 HOURS 日本語 OK

コタキナバル

◎ Gleneagles Hospital Kota Kinabalu
住所:Riverson@Sembulan Block A-1, Lorong Riverson@Sembulan 88100 Kota Kinabalu Sabah ☎:+60 88 518 888

SOUTH KOREA 韓国

ソウル

◎ Asan Medical Center
住所:88 Olympic-RO 43-GIL, SONGPA-GU, Seoul 〒:05505 ☎:+82-2-3010-5001 24 HOURS 日本語 OK

プサン

◎ Good Gang-An Hospital
住所:493, Suyeong-ro, Suyeong-gu, Busan-city ☎:+82 51-625-0900

TAIWAN 台湾

台北

◎ Taiwan Adventist Hospital
住所:No.424, Sec. 2, Bade Rd., Songshan District, Taipei City 〒:10556 ☎:+886 2 2771 8151 24 HOURS

CHINA 中国

香港

◎ Gleneagles Hong Kong Hospital
住所:1 Nam Fung Path, 000000 Wong Chuk Hang - Hong Kong ☎:+852 3153 9000

青島

◎ Qingdao United Family Hospital
住所:Shilaoren Community, 319 Hong Kong East Road, Laoshan District, Qingdao ☎:+86 400 891 9191 24 HOURS 日本語 OK

上海

◎ Second Affiliated Hospital of Dalian Medical University
住所：No.467,Zhongshan Road, Shahekou District, Dalian 〒:116027
☎:+86 411 8467 1291 24 HOURS

◎ Shanghai United Family Hospital
住所：No.699 Pingtang Road, Changning District 〒:200050 ☎:+86 212 216 3900

北京

◎ Beijing United Family Hospital
住所:#2 Jiangtai Lu, Chaoyang District Beijing 〒:100015 ☎:+86 105 927 7120 日本語OK

深セン

◎ Shenzhen New Frontier United Family Hospital
住所：4012 Fuqiang Road, Xinzhou Community, Shatou Street, Futian District 〒:518100
☎:+86 755 235 13555

BANGLADESH バングラデシュ

ダッカ

◎ Holy family Red Crescent Hospital
住所:1, Eskatan Garden Road 1000 Dhaka ☎:+880 2 831 1721-5 要予約

◎ United Hospital Limited
住所:Plot 15, Road 71, Gulshan, Dhaka 1212 ☎:+880 2883 6000 24 HOURS

INDIA インド

ムンバイ

◎ Bombay Hospital
住所:12, Marine Lines, Mumbai, Maharashtra 〒:400020 ☎:+91 22 2206 7676 24 HOURS

ニューデリー

◎ Indraprastha Apollo Hospitals
住所:Sarita Vihar, Delhi Mathura Road,New Delhi 〒:110076 ☎:+91-11-26925858/26925801 24 HOURS

◎ Max Super Speciality Hospital, Saket
住所: 1 2, Press Enclave Marg, Saket Institutional Area, Saket, New Delhi
〒:110017 ☎:+91 11 2651 5050

グルガオン

◎ FORTIS MEMORIAL RESERACH INSTITUTE
住所:Sector - 44, Opposite HUDA City Centre, Gurugram, Haryana 〒122003
☎:+91 88600 22554

REPUBLIC OF MALDIVES モルディブ共和国

マレ

◎ ADK Hospital
住所:Sosun Magu, Male 20040 ☎:+960 331 3553 24 HOURS

ENGLAND イングランド

ロンドン

◎ London Iryo Centre
住所:234-236 Hendon Way, Hendon Central,London 〒:NW4 3NE ☎:+44 20 8202 7272 日本語OK

NETHERLANDS オランダ

アムステルダム

◎ Amsterdam Tourist Doctors
住所:Sint Antoniesbreestraat 88 1011HB Amsterdam - Netherlands ☎:+31 6101 55775

PORTUGAL ポルトガル

リスボン

◎ Hospital da Luz Lisboa
住所:Avenida Lusíada, 100 〒:1500-650 ☎:+351 217 10 4400

◎ CUF Tejo Hospital
住所:Av. 24 de Julho 171A, Lisboa, Portugal :1350-352 ☎:+351 211 52 7866

ITALY イタリア

フィレンツェ

◎ Maria Teresa Hospita
住所:Via Della Cernaia, 18 50129 Florence - Italy ☎:+39 055 4687411

ローマ

◎ Casa Di Cura Mater Dei (MD SPA)
住所:Via A. Bertoloni, 34 〒:00197 ☎:+39 06 802 201

◎ Casa Di Cura Pio Xi
住所:Via Aurelia, 559, Roma, 〒:00165 ☎:+39 06 664 941 24 HOURS

MALTA マルタ島

◎ Saint James Hospital
住所：Triq Gorg Borg Olivier, Tas-Sliema SLM 1807 ☎：+356 2329 1000

AUSTRIA オーストリア

ウィーン

◎ Wiener Privatklinik
住所：Pelikangasse 15 Vienna - Austria 〒：1090 ☎：+43 1401 808 700 外来受診のみ

GREECE ギリシャ

アテネ

◎ Central Clinic of Athens
住所:Asklipiou 31 Athens - Greece 〒:10680 ☎:+30 210 367 4000

SPAIN スペイン

マドリッド

◎ Hospital San Rafael
住所:Calle de Serrano, 199 MADRID - Spain 〒:28016 ☎:+349 156 49 943 24 HOURS

GERMANY ドイツ

ドュッセルドルフ

◎ ノイゲバウア馬場内科クリニック
住所:Oststrasse 51, Düsseldorf 〒:40211 ☎:+49 211 38 37 56

フランクフルト

◎ Dr.エックハート&Dr.ナイマン 総合ホームクリニック
住所:SCHWEIZER STR. 5, FRANKFURT AM MAIN 〒:60594 ☎:+49 69 61 99 52 90

ベルリン

◎ HELIOS Klinikum Berlin-Buch
住所:SCHWANEBECKER CHAUSSEE 50 Berlin - Germany 〒:13125 ☎:+49 30 940 10

FRANCE フランス

ニース

◎ Clinique du Parc Imperial
住所:28 Boulevard du Tzarewitch Nice - France 〒:06000 ☎:+33 826 307 575 24 HOURS

パリ

◎ American Hospital of Paris
住所:63, boulevard Victor Hugo Neuilly-sur-Seine 〒:92200 ☎:+33 1 46 41 25 25 日本語 OK

◎ Groupe Hospitalier Paris Saint-Joseph
住所:185 Rue Raymond Losserand Paris Essonne FRANCE 〒:75014 ☎:+33 1 44 12 33 33

AUSTRALIA オーストラリア

ケアンズ

◎ Cairns 24 Hour Medical Centre
住所:156 Grafton St. Cairns City Queensland 4870 ☎:+61-7-4031-8131

ゴールドコースト

◎ 日本語医療センター ゴールドコースト
住所:Australia Fair Shopping Centre 42 Marine Pde, Southport QLD 4215 ☎:+61-7-5526-3532

シドニー

◎ Worldciti Medical
住所:Level 1/722 George St, Haymarket NSW 〒:2000 ☎:+61 2 9281 7311 外来受診のみ

◎ St Vincent's Hospital Sydney
住所:390 Victoria Street Darlinghurst Sydney 〒:2010 ☎:+61 416 143 375 入院のみ

パース

◎ Royal Perth Hospital_Public
住所:Royal Perth Hospital 197 Wellington Street Perth WA 〒:6000 ☎:+61 8 9224 2244

NEW ZEALAND ニュージーランド

オークランド

◎ Mercy Hospital
住所:98 Mountain Rd. Epsom Auckland 〒:1023 ☎:+64 9 623 5700

クライストチャーチ

◎ Christchurch Hospital
住所:2 Riccarton Avenue, Christchurch Central City, Christchurch 〒:4710
☎:+64 3 364 0640

BRAZIL ブラジル

サンパウロ

◎ Beneficência Nipo-Brasileira de São Paulo - Enkyo
住所:R. Fagundes, 121 - Liberdade, São Paulo - SP, 01508-030, Brazil 要予約
☎:+55 11 3274 6555

◎ Hospital Sírio-Libanês
住所:Rua Dona Adma Jafet, 115 - Bela Vista, São Paulo - SP, 01308-050
☎:+55 11 3394 0200

◎ Hospital Santa Cruz
住所:R. Santa Cruz, 398 - Vila Mariana, São Paulo - SP, 04122-000
☎:+55 11 5080 2000

MEXICO メキシコ

メキシコシティー

◎ Hospital Español
住所:Av. Ejército Nacional 613, Col. Granada, C.P. 11520, Ciudad de México
☎:+52 55 5255 9600

◎ Dr. Yasushi Tatomi
住所:Ejercito Nacional No. 613 Torre Antonino Fernandez Piso 10 cons.1001, Col. Granada C.P. 11520 ☎:+52 55 5455 8451 要予約

◎ Dr. Takashi Hori Sakura
往診 ☎:+52 55 3995 6687 要予約

レオン

◎ Hospital Angeles León
住所:v Cerro Gordo, Lomas del Campestre, 37150 León de los Aldama, Gto., Mexico
☎:+52 477 788 5600

イラプアト

◎ Mac hospital: Irapuato
住所:Dr. Javier Castellanos Coutiño 516, San Pedro, 36520 Irapuato, Gto., Mexico
☎:+52 55 4169 8514

アグアスカリエンテス

◎ コニー診療所
住所:Av. Prol. Zaragoza 1004-Consultorio 523, Trojes de Alonso, 20116 Aguascalientes, Ags., Mexico ☎:+52 449 930 0693 要予約

PERU ペルー

クスコ

◎ O2 Medical Network
住所:Calle Bellavista C-11, Residencial Huancaro, Santiago - Cusco ☎:+51 84 22 1213

リマ

◎ Clínica Centenario Peruano Japonesa
住所:Av. Paso de los Andes 675, Pueblo Libre 15084, Peru ☎:+51 1 2088000

◎ Clinica Ricardo Palma
住所:1066 Av. Javier Prado Este 1066 15036 San Isidro Lima ☎:+51 1 224 2224 / 2226 24 HOURS

COLOMBIA コロンビア

ボゴタ

◎ Clinica de Marly
住所:Calle 50, No. 9-67 110231 Bogota ☎:+57 601 343 6600

PANAMA パナマ

パナマ

◎ The Panama Clinic
住所:Centro Pacific Center Torre B The Panama Clinic, C. Ramon H. Jurado, Panamá, Provincia de Panamá ☎:+507 310 1111 24 HOURS

◎ Hospiten Paitilla
住所:Calle 53 Este, Panama, Provincia de Panamá, Panama ☎:+507 265-8800

ARGENTINA アルゼンチン

ブエノスアイレス

◎ Mutual Nikkai（ムツアル・ニッカイ＝日会診療所）
住所:Avenida San Juan 2496 Buenos Aires ☎:+54 11 4308 5462（日本語） 日本語OK 要予約

◎ Hospital Alemán
住所:Av. Pueyrredón 1640, C1118AAT Cdad. Autónoma de Buenos Aires
☎:+54 11 4827-7000

Travel Safety Plan
for overseas travelers

海外渡航者安全事業共済会

共済会事務局
〒102-0076 東京都千代田区五番町12-7 ドミール五番町2045
TEL. 03-3237-6270 FAX. 03-3237-6275